

栄東まちづくり協議会 会議資料（2024年4月）

日時 2024年4月25日（木）18:00～19:30

場所 栄東まちづくり協議会

■議題

1. 栄東まちづくり協議会規約の改正について
2. 2023年度事業報告及び決算について
3. 2024年度環境美化事業 落書き消し活動の実施について
4. 2024年度地域活性化事業 夏まつりの実施について
5. 2024年度街路灯整備事業 新設街路灯広告パネルのデザインリニューアルについて
6. 2024年度その他事業について
7. 2024年度事業の実施スケジュール等について

■報告事項

1. 2024年度予算について
2. 2024年度調査研究事業について
3. 2023年度街路灯整備事業 街路灯の維持管理について
4. 2023年度事業評価（最終）の結果について

■確認事項

1. 栄東まちづくり協議会について

■その他

1. 2024年度栄東まちづくり協議会開催日程について：次回6/6（木）18:00～19:30

以上

栄東まちづくり協議会規約（改正案）

（名称）

第1条 本協議会は、栄東まちづくり協議会（以下「協議会」という。）という。

（目的）

第2条 協議会は、名古屋市中区栄四丁目及び五丁目を中心とした栄東周辺地区の環境整備に関するまちづくり事業を企画及び実施することを目的とし、協議会を構成する栄東まちづくりの会、栄東発展会及び一般社団法人栄東女子大小路ビル協会（以下「地域団体」という。）と互いに助け合い、協力し合いながら、地域の個性や特色を生かしたまちづくりを推進するものとする。

（事業）

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、地域団体からの要望等に基づき、次の事業を実施する。

- (1) 栄東周辺地区の魅力づくり・にぎわいづくりを目指す事業
- (2) 暮らしやすい地域づくりを目指す事業
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事業

（委員）

第4条 協議会の委員は、別表1及び別表2のとおりとする。ただし、南武平町北部町内会の会長が他の地域団体の会長と同一の者である場合においては、別表1南武平町北部町内会の項役職等の欄中「会長」とあるのは「左記団体より推薦を受けた者」と読み替えるものとする。

2 委員の選任にあたっては、同一人を複数の団体から重複して選任することはできない。

（支援会員）

第5条 協議会の目的に賛同し、これを支援する個人又は団体は、協議会会議（以下「会議」という。）を経て支援会員となることができる。

2 支援会員は、協議会に関する情報の提供を受けることができる。

（役員及び職務）

第6条 協議会の役員として会長1名、副会長3名を置き、第4条に規定する委員の互選により選出する。

2 副会長3名のうち1名は名古屋市中区区政部長とする。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

- 5 前項における職務代理の順位は、次のとおりとする。
 - (1) 委員の互選により選出された副会長
 - (2) 名古屋市中区区政部長
- 6 会長及び副会長ともに事故があるときは、臨時に委員の中から仮会長を互選し、会長の職務を行わせる。

(監事)

第7条 協議会に監事を置く。

- 2 監事は2名とし、会長が委嘱する。
- 3 監事2名のうち1名は名古屋市中区区政部総務課長とする。
- 4 監事は、協議会の会計を監査する。
- 5 監事は、協議会の委員を兼ねることができない。

(任期)

第8条 役員及び監事の任期は2年を1期とする。ただし、後任者が就任するまで引き続きその職務を行うものとする。

- 2 役員（中区区政部長を除く。）は同じ職の再任はできない。
- 3 監事は、再任を妨げない。
- 4 役員及び監事が任期の途中で退任する場合は、後任者の任期は前任者の残任期間とする。この場合に限り、役員は前2項の規定に関わらず、次の任期に選任されることができるとする。

(会議)

第9条 会議は、委員をもって構成し、次の各号に掲げる事項を審議し、決定する。

- (1) 事業計画及び予算に関すること。
- (2) 事業報告及び決算に関すること。
- (3) 事業計画に基づく事業の企画及び執行に関すること。
- (4) 規約の改正に関すること。
- (5) 委員が所属する団体等との契約に関すること。
- (6) その他、協議会の運営に関すること。

(会議の招集、運営)

第10条 会議は会長が招集し、会長を議長とする。

- 2 会議は、在籍委員の過半数の出席をもって成立する。但し、第4項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 3 会議の議事は、議長を除く出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長、副会長及び委員は、自己もしくは父母、配偶者、子の一身上に関する事件または自己もしくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、そ

の議事に参与することはできない。ただし、会議の同意があったときは、会議に出席して、発言することができる。

- 5 監事は、会議に出席して意見を述べることができる。
- 6 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、説明を受け、または、意見を聴くことができる。
- 7 会議は、原則公開とする。ただし、会議の議決により非公開とすることができる。

(運営会議)

第 11 条 運営会議は会長が招集し、会長を議長とする。

- 2 運営会議は、会長、副会長及び事務局職員で構成する。
- 3 会議に提案する必要な事項については事前に運営会議で協議または調整する。
- 4 会長は、必要に応じて協議会委員などの関係者の出席を求めることができる。
- 5 前各項に定めるもののほか運営会議に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(専門アドバイザー)

第 12 条 会議に専門アドバイザーを置くことができる。

- 2 専門アドバイザーは、会議が推薦し、会長が委嘱する。
- 3 専門アドバイザーの報酬については、会長が別に定める。

(代理等)

第 13 条 やむを得ない理由のため会議に出席できない委員は、代理人をもって表決を行うことができる。

- 2 前項による代理人は、会議の出席者とみなすほか、第 10 条第 4 項の規定が準用される。
- 3 会長は、緊急の場合においては、各委員に書面による賛否を求め、会議の議決に代えることができる。

(経費)

第 14 条 協議会の経費は、港まち・栄東まち活性化事業補助金、その他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第 15 条 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(財務に関する事項)

第 16 条 協議会の現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(報告)

第 17 条 協議会の事業については、事業年度終了後、速やかにこれを名古屋市に報告するものとする。

(協議会の解散)

第 18 条 協議会の解散は、会議出席会員の 4 分の 3 以上の議決を必要とする。

(事務局)

第 19 条 協議会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(法令遵守)

第 20 条 協議会の委員及び事務局は、事業の執行に関し、関係法令を遵守しなければならない。

(情報公開)

第 21 条 会長は、協議会の適正かつ公正な運営に資するため、積極的な情報公開に努めなければならない。

(委任)

第 22 条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規約は平成 27 年 9 月 30 日から施行する。

附 則

この規約は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規約は平成 29 年 3 月 30 日から施行する。

2 平成 29 年 3 月 30 日現在の役員及び監事の任期は第 8 条の定めにかかわらず、同日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。

附 則

1 この規約は平成 29 年 4 月 24 日から施行する。

附 則

1 この規約は平成 29 年 12 月 20 日から施行する。

附 則

1 この規約は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規約は平成 31 年 3 月 19 日から施行する。

附 則

- 1 この規約は令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規約は令和3年3月22日から施行する。

附 則

- 1 この規約は令和3年4月15日から施行する。

附 則

- 1 この規約は令和6年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規約は令和6年4月25日から施行する。

別表 1

所属	役職等	委員数
栄東まちづくりの会	会長	1
	左記団体より推薦を受けた者	1
栄東発展会	会長	1
	左記団体より推薦を受けた者	1
一般社団法人栄東女子大小路ビル協会	会長	1
	左記団体より推薦を受けた者	1
南武平町北部町内会	会長	1

別表 2

所属	役職
総務局	総合調整部総合調整課長
スポーツ市民局	地域振興部地域振興課長
住宅都市局	リニア関連都心開発部担当課長(栄開発)
緑政土木局	中土木事務所長
中区	区政部長
	区政部地域力推進課長

2023 年度事業報告書

2023 年度は栄東まちづくり協議会（以下「協議会」という。）の事業を開始してから 8 年目にあたり、栄東地域の魅力づくり・にぎわいづくりと暮らしやすい地域づくりを目指した多岐にわたる事業を展開した。

1 防犯事業

(1) 防犯カメラの整備

地域の防犯力向上のため、2023 年度当初において栄東地域に設置している 48 か所 53 台の防犯カメラを運用した。

栄東地域に設置されている防犯カメラのうち、栄 5 丁目の協議会所有の街路灯に設置されている防犯カメラ 2 台について、設置街路灯の元位置建替に合わせて、街路灯ポール内に線を通し街路灯の下で画像の閲覧ができる仕様の防犯カメラに変更した。変更に伴い不要となった防犯カメラ 2 台については、老松第 6 町内会に設置されている防犯カメラのうち、警察等からの画像照会が多いカメラ 2 台と交換し、不要となった防犯カメラ 2 台については処分した。また、栄 5 丁目の防犯カメラ未設置地区（老松第 7 町内会）について、名古屋市設置の道路照明に無線で接続し現地で画像の閲覧ができる仕様の防犯カメラを 1 台設置した。

今後の方針として、協議会所有の街路灯に設置されている防犯カメラについては、街路灯の整備に合わせて閲覧回数等から必要性を判断するとともに、2023 年度に老松第 7 町内会に設置した防犯カメラ 1 台については設置後 3 年又は 5 年を目途に判断することが確認され、その他協議会所有の街路灯以外に設置されている防犯カメラ 3 台については撤去した。この結果 2023 年度末において栄東地域に設置している防犯カメラは 46 か所 51 台となった。

(2) 防犯カメラの維持管理

防犯カメラの保守費や電柱供架料、電気代、賃貸借料、賠償責任保険料の経費を支出し、防犯カメラの維持管理を行った。また、犯罪抑止効果を更に高めるため、2022 年度に作成した防犯カメラが作動中であることを周知するステッカーの貼付を行った。さらに、警察等への捜査協力として 30 件（93 か所）の画像閲覧及びデータ提供を行った。

2 防災事業

(1) 防災訓練の実施

住民と事業者が共に防災について学び、災害対応能力を高めるため、栄東まちづくりの会、栄東発展会及び一般社団法人栄東女子大小路ビル協会と共催し、各地域団体から構成される実行委員会による企画運営のもと、10 月 6 日に池田公園で防災訓練を実施した。シェイクアウト訓練や 119 番通報模擬訓練、はしご車による救出訓練、消火訓練、起震車による地震体験、簡易水のう作り体験、水を使わないトイレの使い方体験等を行うとともに、4 年ぶりに炊き出し訓練を行い、住民や事業者、留学生等が参加した。協議会は、広報資料の作成や参加者用配布用景品・炊き出し用材料・運営スタッフ用飲料の購入費、行事保

険料、会議費等の経費を支出した。

(2) 防災・防犯講習会の実施

住民と事業者が共に防災と防犯について楽しく学び、地域の防災・防犯力を向上させるため、栄東まちづくりの会、栄東発展会及び一般社団法人栄東女子大小路ビル協会と共催し、各地域団体から構成される実行委員会による企画運営のもと、2月27日に中区役所ホールで防災・防犯講習会を実施した。名古屋市中消防署による防災講習「防火管理はできていますか～防火管理者としての心得～」及び愛知県中警察署による防犯講習「防犯活動専門チーム『のぞみ』による防犯寸劇（特殊詐欺防止）」に住民や事業者等が参加した。協議会は、広報資料作成や参加者用配布用景品・運営スタッフ用飲料の購入費等の経費を支出した。

3 環境美化事業

(1) 落書き消し活動の実施

地域の環境美化のため、栄東まちづくりの会と共催し、6月3日に栄東地域で建物・外壁・街路灯等、公衆の目に触れる場所に書かれた落書きのうち、所有者・管理者の承諾を得た箇所について、ペンキ塗布又は溶剤により消したり、いたずらシールを剥がす活動を実施した。協議会はペンキ、ローラー等資材及び参加者用飲料購入費の経費を支出した。

(2) まち美活動の実施

地域の環境美化のため、栄東発展会と共催し、栄東発展会から構成される実行委員会による企画運営のもと、8月を除く5月から3月に月1回の清掃活動を実施した。また、カラスによるごみの散らかし被害の多い建物等へ改善の働きかけを行うとともに、企業・団体等による自主清掃活動の実施状況の情報収集を行い、「まち美活動」として周知啓発を実施した。協議会は、広報資料・のぼり旗の作成や清掃用トング等資材、参加者配布用景品、参加者用飲料購入費、会議費等の経費を支出した。

4 街路灯整備事業

(1) 街路灯の整備

夜間も明るく、安心して暮らせる環境づくりのため、町内会等で設置後、老朽化が進む栄東地域内の街路灯（以下「既設街路灯」という。）を栄4丁目北側から順番に更新している。2023年度は、栄5丁目の既設街路灯のうち22基を撤去し、27基を新たに整備した。

<参考> 街路灯数（2024年度期首）

1 新設街路灯 226基（2017年度-20基、2018年度-46基、2019年-40基、2020年度-38基（電柱共架防犯灯 11台含む）、2021年度-25基、2022年度-30基、2023年度-27基）

2 既設街路灯 141基（電柱共架防犯灯 1台含む）

(2) 街路灯の維持管理

町内会から協議会に移管された既設街路灯及び協議会で設置した新設街路灯の一元管理を行い、保守費や電灯料、賠償責任保険料の経費を支出した。

(3) 街路灯の広告パネルのデザインリニューアル

栄 4 丁目に 2021 年度までに新設された栄 4 丁目モデル（広告枠あり）の街路灯 131 基 262 枚の広告パネルをリニューアルし、事業者名又は町内会名等から栄東地域のにぎわいづくりと魅力発信につながるデザインに 2024 年度（空き枠又は町内会名が掲出されているパネル）及び 2025 年度（事業者名等が掲出されているパネル）に変更することが 2022 年度に計画された。この計画に従い、2023 年度は、広告パネルのデザインについて、公募により 4 者から提案を受け、審査委員 6 名（栄東まちづくりの会、栄東発展会、（一社）栄東女子大小路ビル協会から審査委員としてそれぞれ 2 名を選出）による審査の結果、広告パネルのデザインを決定した。また空き枠パネル 38 基 76 枚及び事業者名掲出のパネル 2 基 4 枚の計 40 基 80 枚に対し、決定したデザインでのパネル整備を行った。

5 公園整備・活用事業

(1) 池田公園トイレの維持管理

2020 年度に建て替え後、利用頻度の高い状況が継続しているトイレを安全・清潔に保つため、男子トイレの個室の床塗装の剥がれの修繕や女子トイレの個室の洗面台の水道交換等の設備の修繕を実施した。

(2) 池田公園の修景

栄東地域のまちづくりの拠点である池田公園を、地域内外の来園者が快適に過ごせる魅力的な場所とするため、ごみの持ち帰りや鳥への餌やりの禁止を呼び掛ける置き型看板を 8 か所設置した。

6 道路空間整備検討事業

街路灯の整備の財源にあてるため、地域住民・事業者・来訪者等への啓発資料の作成及び放置自転車や禁止区域を避け私有地に駐輪される自転車へ付けるエフ等の作成は見送り、公道上の違法駐輪自転車に対する啓発資料等の作成・提供は名古屋市に依頼することとした。

7 多文化共生事業

(1) 相談事業

多言語（中国語、フィリピン語、ネパール語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、英語、ミャンマー語、タイ語、ウルドゥー語）による外国籍や外国にルーツがある住民（以下「外国人住民」という。）とその関係者を対象とした相談事業を実施するとともに、多言語での広報チラシを作成し、中区役所や各地域団体と連携のうえ、外国人住民だけでなく、その周りにいる地域住民・事業者等へも相談事業を周知を行い、相談につながりやすい環境整備を実施した。

(2) 外国人住民参画イベントの実施

外国人住民が参画するイベントに対し協議会所有のテントを貸し出した。

8 地域活性化事業

(1) 夏まつり、イルミネーションイベントの実施

栄東地域の魅力づくり・にぎわいづくりのため、栄東まちづくりの会、栄東発展会及び一般社団法人栄東女子大小路ビル協会と共催し、各地域団体から構成される実行委員会による企画運営のもと、池田公園にて、7月17・18日に夏まつり、11月10・11日にイルミネーションイベントを実施した。夏まつりでは、年代や国籍等が異なる様々な来場者が楽しめる飲食屋台や盆踊り、カラオケ大会、ゲームコーナー、様々な文化を体感できるステージ等を実施した。イルミネーションイベントでは、点灯式を行うとともに、年代や国籍等が異なる様々な来場者が楽しめる飲食屋台やステージ、クリスマスツリーデコレーションコンペ、パン食い競争、キッズカラオケ、健康チェック等を実施した。協議会は、広報資料の作成や街路灯バナー広告の掲出、参加者用景品・資材・運営スタッフ用飲料の購入費、行事保険料、設営・備品レンタル・音響・照明業務委託費、会議費等の経費を支出した。

(2) イルミネーション装飾

栄周辺の誘客促進のため、池田公園の樹木及び池田公園につながる東栄通及び瓦通の歩道の街路灯の一部にイルミネーション装飾を設置し、11月10日から2月6日まで点灯を実施した。

9 調査研究事業

(1) 他地域先行事例の研究

街路灯の整備の財源にあてるため事業を見送った。

(2) まちづくりビジョンの検討

街路灯の整備の財源にあてるため事業を見送った。

10 広報事業

(1) 広報紙等の作成、デジタル媒体による情報発信強化

栄東地域の魅力やまちづくり事業に関わる情報を地域内外に発信するため、各地域イベント等に関わる情報を協議会ウェブサイトで発信するとともに、新聞や外部団体運営イベント情報掲載ウェブサイト等様々な広報媒体を活用し、効果的な広報に努めた。

11 事業調整

主にイベント時に使用するテントの転倒を防止するため、テント5張分のウエイト60個を調達した。

●2023 年度 栄東まちづくり協議会会議の開催実績

日付	議題	参加者（カッコ内数字は人数）
4/27	1.2022 年度事業報告及び決算について 2.2023 年度環境美化事業について (1) 落書き消し活動の実施について (2) まち美活動の実施について 3.2023 年度多文化共生事業 相談事業の実施について 4.2023 年度事業の実施スケジュール等について 5.事務局備品調達に係る委員が所属する団体等との契約について 6.協議会所有テントの貸し出しについて	栄東まちづくりの会 (2) 栄東発展会 (2) (一社) 栄東女子大小路ビル協会 (2) 南武平町北部町内会 (1) 行政 (6) 合計 13 人 傍聴人 1 人
6/1	1.街路灯整備事業 新設街路灯広告パネルデザインリニューアルについて 2.道路空間整備検討事業について 3.地域活性化事業 夏まつりの実施について	栄東まちづくりの会 (2) 栄東発展会 (2) (一社) 栄東女子大小路ビル協会 (2) 南武平町北部町内会 (1) 行政 (5) 合計 12 人 傍聴人 1 人
7/6	1.防犯事業 防犯カメラ作動中ステッカーについて 2.防災事業 防災訓練の実施について 3.街路灯整備事業 街路灯の整備について 4.道路空間整備検討事業について 5.地域活性化事業 池田公園イルミネーション装飾について 6.地域活性化事業 歩道イルミネーション装飾について	栄東まちづくりの会 (2) 栄東発展会 (2) (一社) 栄東女子大小路ビル協会 (2) 南武平町北部町内会 (1) 行政 (6) 合計 13 人
8/3	1.地域活性化事業 イルミネーションイベントの実施について 2.地域活性化事業 池田公園イルミネーション装飾について	栄東まちづくりの会 (2) 栄東発展会 (2) (一社) 栄東女子大小路ビル協会 (2) 南武平町北部町内会 (1) 行政 (6) 合計 13 人
9/7	1.地域活性化事業 夏まつり及び防災事業 防災訓練の実施について (1) 夏まつりの実施について（収支報告等） (2) 防災訓練の実施について（概算費用） (3) 予算の修正について 2.街路灯事業 街路灯の整備について 3.公園整備・活用事業 池田公園の修景について 4. 事業評価（第一次）について 5.協議会所有便器の貸し出しについて	栄東まちづくりの会 (2) 栄東発展会 (2) (一社) 栄東女子大小路ビル協会 (2) 南武平町北部町内会 (1) 行政 (6) 合計 13 人
10/5	1.2024 年度予算要望について 2.防犯事業について 3.防災事業 防災・防犯講習会の実施について 4.公園整備・活用事業 池田公園の修景について	栄東まちづくりの会 (2) 栄東発展会 (2) (一社) 栄東女子大小路ビル協会 (1) 南武平町北部町内会 (1) 行政 (6) 合計 12 人
11/2	1.防犯事業について 2.実施済み及び内容未決定の事業の予算修正について 3.街路灯整備事業 街路灯の追加整備について	栄東まちづくりの会 (2) 栄東発展会 (2) (一社) 栄東女子大小路ビル協会 (2) 南武平町北部町内会 (1) 行政 (6) 合計 13 人

12/7	1.2024 年度予算（案）及び事業計画（案）について 2.公園整備・活用事業について (1) 池田公園の修景について (2) 池田公園トイレの維持管理について	栄東まちづくりの会（2） 栄東発展会（2） （一社）栄東女子大小路ビル協会（2） 南武平町北部町内会（1） 行政（6） 合計 13 人
1/11	1.防災事業 防災・防犯講習会について 2.防犯事業 防犯カメラの整備について 3.2023 年度予算の修正について 4.2024 年度予算（案）及び事業計画（案）について 5.2024 年度協議会事務局の賃貸借契約について	栄東まちづくりの会（2） 栄東発展会（2） （一社）栄東女子大小路ビル協会（2） 南武平町北部町内会（1） 行政（5） 合計 12 人
2/8	1.2023 年度予算の修正について 2.2024 年度調査研究事業について	栄東まちづくりの会（2） 栄東発展会（2） （一社）栄東女子大小路ビル協会（2） 南武平町北部町内会（1） 行政（5） 合計 12 人
3/7	1. 栄東まちづくり協議会規約の改正について 2.事業評価（最終）について 3.2024 年度予算の修正について 4.2024 年度環境美化事業 まち美活動の実施について 5.2024 年度他団体主催の多文化共生に係るイベントについて	栄東まちづくりの会（2） 栄東発展会（2） （一社）栄東女子大小路ビル協会（2） 南武平町北部町内会（1） 行政（6） 合計 13 人

11 回 参加者延べ 139 人
傍聴人延べ 2 人

環境美化事業 まち美活動の実施について

1. 実施状況の報告 ※赤字箇所：2月協議会後に更新された部分

①清掃活動の実施（実績）

日程	時刻	場所	参加者	参加町内会	備考	
5/21(日)	7:50-8:30	栄5丁目及び池田公園	42名	南武平町北部、老松第2・3、宮出町西部、月見町		
6/17(土)	9:30-10:30	久屋大通～池田公園	36名	老松第2・3・4・5・6、宮出町西部、月見町、南武平町南部	「緑政土木OB・まち会合同清掃」と同日開催	
7/16(日)	7:50-8:30	栄5丁目及び池田公園	45名	南武平町北部、老松第2・3・7、宮出町西部、月見町、西瓦町		
9/17(日)	40名		南武平町北部/南部、老松第2・3・5・7、月見町			
10/10(火)	15:30-16:00	栄4丁目歓楽街及び池田公園	17名	南武平町北部、老松第3・5、月見町	「ビル協会清掃活動」と合同開催	
11/14(火)			16名	南武平町北部、老松第2・3・5、月見町		
12/17(日)	7:50-8:30	栄5丁目及び池田公園	30名	南武平町北部/南部、老松第2・3・5、月見町		
1/21(日)			雨天により中止			
2/18(日)			41名	南武平町北部/南部、老松第2・3・5、月見町		
3/17(日)			44名	南武平町北部/南部、老松第2・3・5、西瓦町、月見町		

平均：34.5名／回

②カラス等によるゴミの散らかし被害の多い建物等への改善の働きかけ

- ・ゴミ散乱が常態化しているビル1か所に関し、4月に中環境事業所へ状況報告のうえ、管理会社へゴミ散乱の状況写真とゴミ散乱防止の広報チラシ（[こちら](#) 2022年度作成）を送付した結果、5月時点で防鳥ネットが設置される改善が見られ、その後も経過観察をした。7月頃より徐々に状況が悪化しはじめた。12月以降、散乱の状況を見て管理会社へ電話にて改善の申し入れを行っている。中環境事業所へ引き続き状況報告を行っており、現地確認を依頼した。
- ・収集日に関係なく常時ゴミが出され、散らかし被害が頻発していたビル1か所に関し、広報チラシとゴミ出し方法改善の案内（町内会作成）を管理会社に送付した結果、防鳥ネットが設置され、被害が無くなった。
- ・敷地内自販機の缶・ビン分別ゴミ箱横に一般可燃ゴミが頻回に捨てられ、ゴミ捨て場となっていた駐車場1か所に関し、管理会社と話し合いを行い、ゴミ箱を撤去することとなった。結果、一般可燃ゴミの投棄が無くなり綺麗な状態になった。

③企業・団体等による自主清掃活動の実施状況の情報収集、

「まち美活動」として周知・啓発

12月から周知・啓発活動を実施し、31の企業・団体が応援の意思表示済み

④上記①～③の啓発に必要な広報資料の作成・配布・掲示

・チラシ・ポスター

(1) 企業・団体等に対し、自主的な清掃活動を推進し、「まち美活動」に協力・参加していることを掲示できる内容のチラシ・ポスター (☞コチラ) : 12月完成

(2) 災害時にも役立つという観点から自主的な清掃活動を推進し、「まち美活動」の協力・参加者を増やす内容のチラシ・ポスター (☞コチラ) : 2月完成

・のぼり旗 : 11月完成

⑤上記①～③についての報告会の開催 :

・日程 : 2024年2月20日(火) 18:00~19:00

・場所 : 栄東まちづくり協議会会議室

・参加者 : 協議会委員、地域団体会員、地域住民等 計 28名

・内容 : ①ゴミ出し改善 ②まちづくりの基本～清掃活動の実践～ ③栄4・5丁目ゴミ事情
 >参加者からの意見・質問 : 特になし

(記録写真)



2. 収支報告

・事業予算 : 405,000円

・支出額 : 404,743円 (予算に対する差額 257円)

(内訳)

項目	支出額(円)	備考
清掃用トング	33,050	50本
参加者用飲料	42,328	440本
参加者配布用景品	54,519	ゴミ袋、配布用袋、シール
のぼり旗作成	26,015	10枚
チラシ・ポスター作成(1種類目)	72,930	A4:500部、A3:120部
チラシ・ポスター作成(2種類目)	70,840	A4:400部、A3:80部
報告会 会議費(お茶)	3,936	48本
報告会 会議費(お弁当)	42,000	35個
ベスト作成	59,125	25着
実行委員会 会議費	0	参加者用飲料の在庫を流用
合計	404,743	(予算に対する差額 : 257円)

多文化共生事業について

1. 実施結果の報告 ※赤字箇所：2月協議会後に更新された部分

(1) 外国にルーツがある住民を主な対象とした相談事業

【支出額】 2,436,390 円 (事業予算 2,437,000 円に対する差額 610 円)

相談事業	フィリピン人移住者センター (FMC)	1,200,000 円
相談事業	外国人ヘルプライン東海	1,233,600 円
広報チラシの作成		2,790 円

①相談事業の概要

- ・実施期間：2023年6月～2024年3月
- ・実施体制

対応言語	委託先	日時	場所	受付方法
フィリピーノ語	フィリピン人移住者センター	毎週水・木曜 13:00-19:00	栄4丁目15-14 栄ハイホーム616	電話、メッセージアプリ(Messenger)
中国語、ネパール語、ベトナム語、スペイン語、ポルトガル語、英語、ミャンマー語、タイ語、ウルドゥー語等	外国人ヘルプライン東海	毎週木曜 16:00-20:00 毎週土曜 13:00-17:00	新栄町2-3 YWCAビル7階 名古屋NGOセンター内	電話、eメール、メッセージアプリ(LINE、WhatsApp、Messenger、WeChat)

②広報の状況

- ・チラシ：500枚(委託先毎に作成し両面印刷。A4サイズ)を作成。10月より配布

③相談の内容(2023年6月～2024年3月の実績)

- ・相談件数：合計 591 件

月平均約 59 件
(委託先別) フィリピン人移住者センター/FMC：約 24 件
外国人ヘルプライン東海/HL：約 35 件

- ・相談者の属性・相談内容等：別紙のとおり

(2) 多文化共生イベント等への支援の取り組み

【経費支出】なし

- ・多文化麺サミット in 池田公園(2023年4月28日から30日開催)：所有するテントを貸し出し

(3) 他事業等での取り組み

- ・防災訓練：体験ブース掲示物の多言語及びイラスト表示
- ・夏まつり：ステージ出演。異文化体験ブース出展。広報資料・会場掲示物の多言語及びイラスト表示
- ・イルミネーションイベント：ステージ出演。各国料理の屋台販売。広報資料・会場掲示物の多言語及びイラスト表示
- ・池田公園トイレの維持管理：工事による立ち入り禁止の多言語表示(3月掲示済み)
- ・中区役所が実施する多文化共生に関するワークショップの広報協力(3月実施済み)

相談の内容について（2023年6月～2024年3月の実績）

(1) 相談件数：合計 591 件

月平均約 59 件

(委託先別)

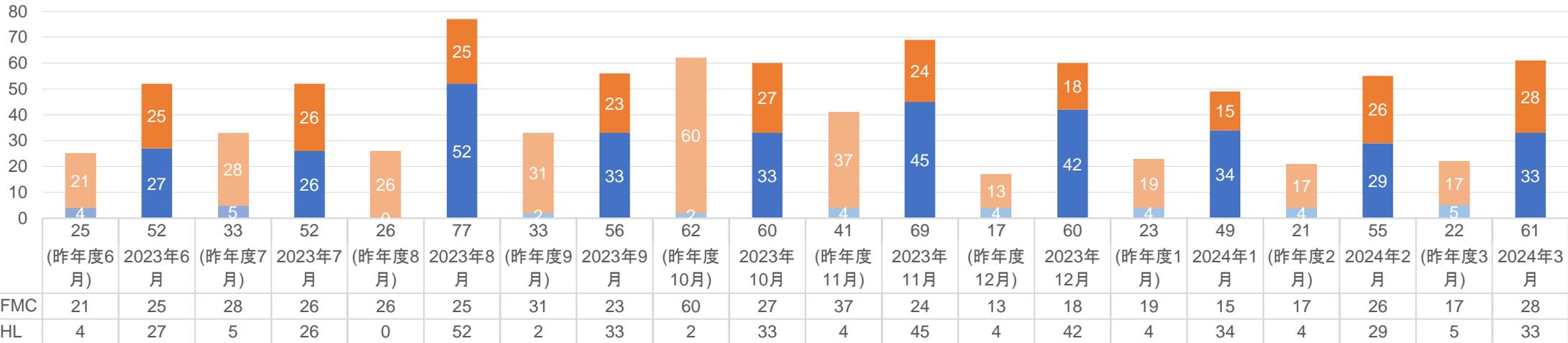
フィリピン人移住者センター/FMC：約 24 件（週 2 日・各 6 時間）

外国人ヘルプライン東海/HL：約 35 件（週 2 日・各 4 時間）

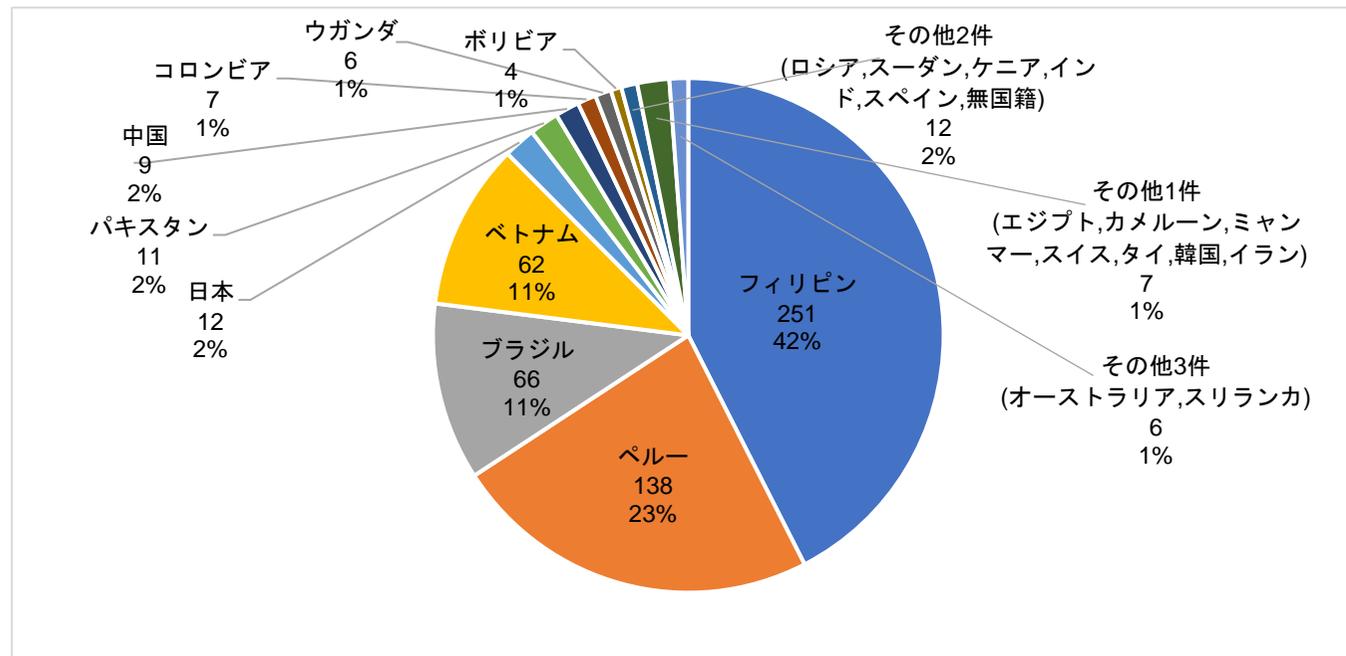
※2022 年度（4 月～3 月の実績）

約 25 件（週 2 日・2 及び 4 時間）

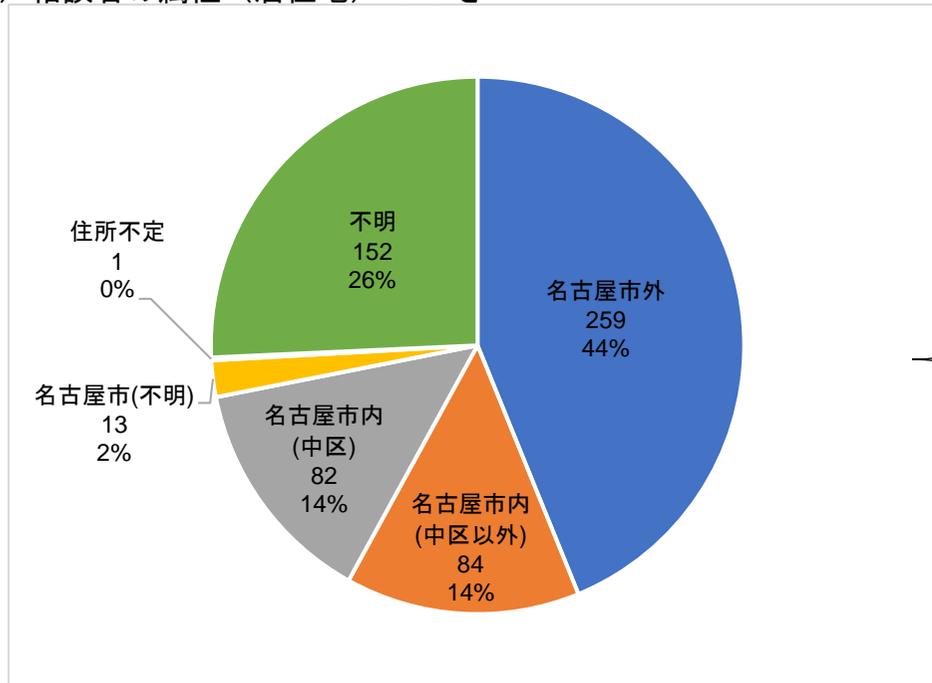
約 3 件（月 1 日・4 時間）



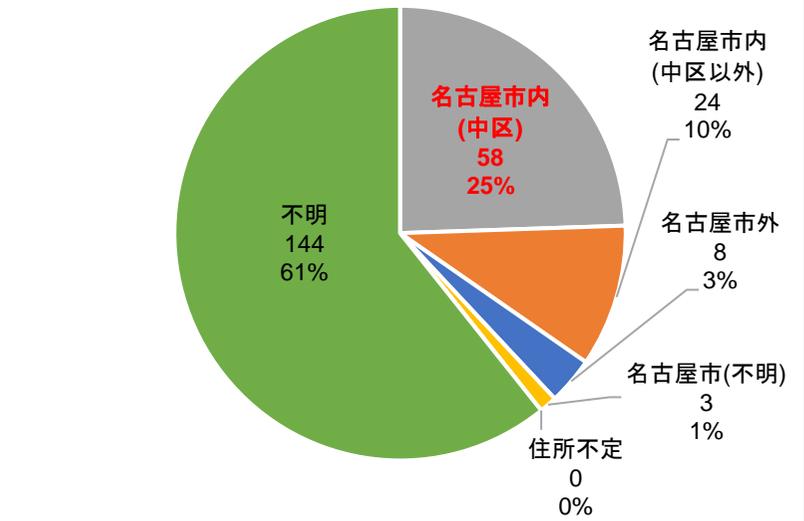
(2) 相談者の属性（国籍）



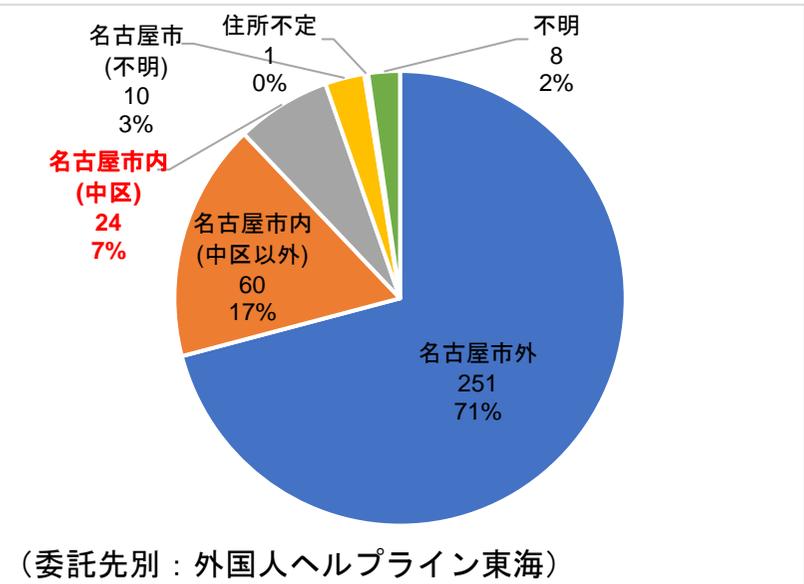
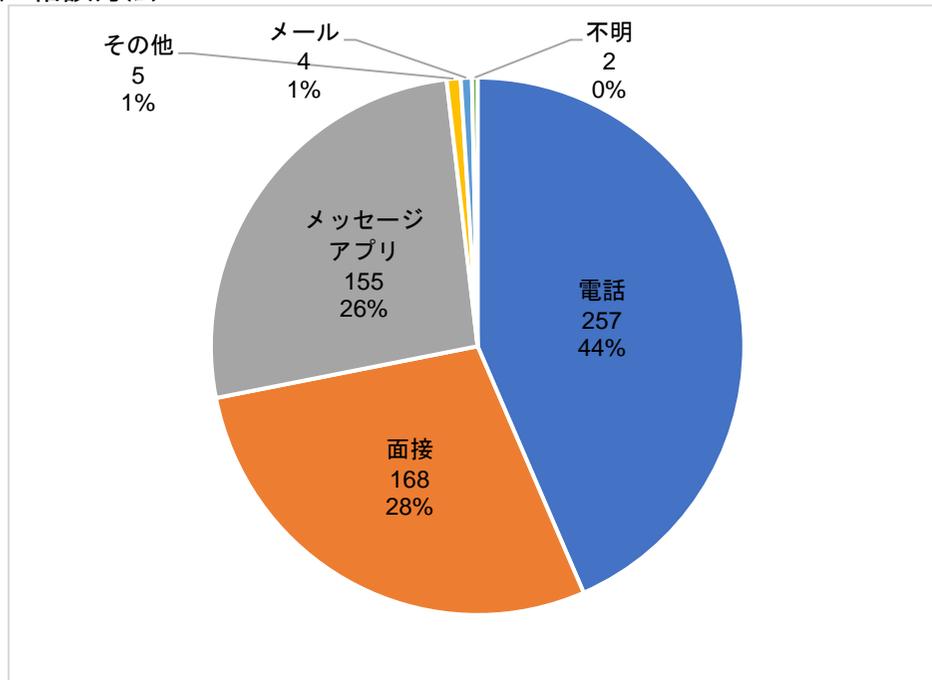
(2) 相談者の属性（居住地） つづき



(委託先別：FMC)

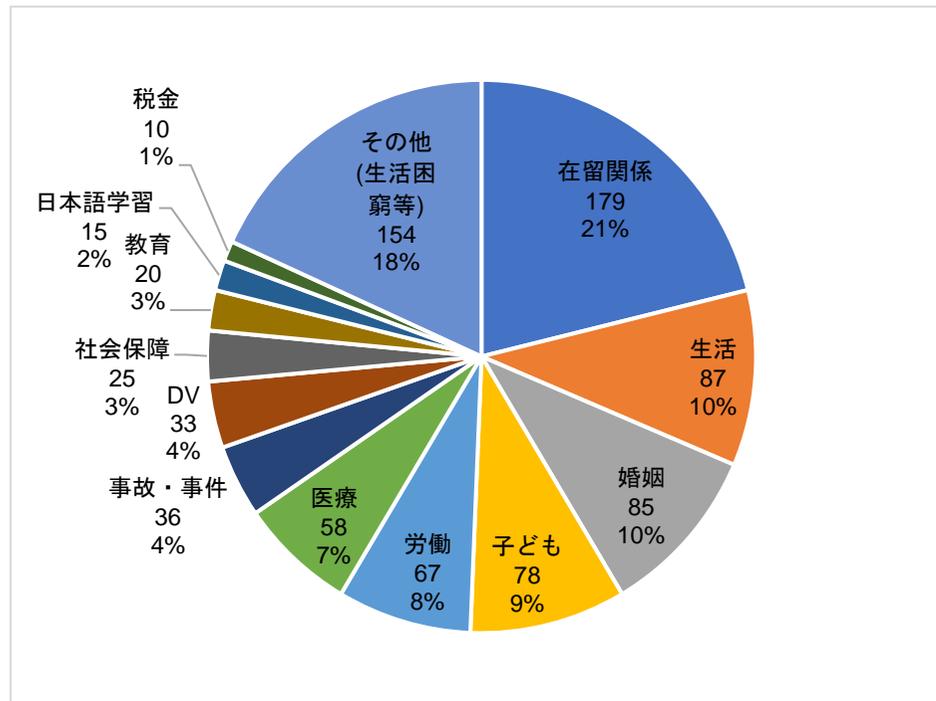


(3) 相談方法



(委託先別：外国人ヘルプライン東海)

(4) 相談内容 ※1件の相談で複数の相談分類に該当する場合があります、相談の合計件数と合わない場合がある



【相談事例】 * 1件の相談内容に複数の相談分類の要素が含まれている事例がある。

**対応結果はあくまで当該相談者に対する対応の一例である（在留資格・使える社会的資源・相談者の状況や特性等により適切な対応は変わる）

相談分類	相談内容*	対応結果**
在留関係	同居している交際相手に殴られた。交際相手と別れたいが、在留資格が延長されるか心配である。	交際相手の暴力については最寄りの区役所に相談すること、別れること決めたら弁護士や行政書士に在留資格について相談するよう助言した。
	現在オーバーステイの状態、有効なパスポートを持っておらず、日本人と結婚する予定である。領事館でパスポートの取得を申請の手続きをしたら、逮捕されないか心配である。	婚姻手続きには、有効なパスポートが必要であること、領事館ではオーバーステイかどうかは関係がなく、パスポート取得は自国民の権利であるため、領事館に行くのを恐れる必要はないことを伝え、パスポート申請と婚姻要件具備証明書に必要な書類について情報提供した。
生活	不動産購入のための手付金の返却について相談したい。	国民生活センターに照会のうえ、全額返金されない場合は弁護士に相談するよう助言した。
	夫が3か月前に亡くなった。相続について知りたい。	保険・財産等、亡くなった夫に関連する全ての書類を持参してもらい、面談にて更に相談対応をすることとした。
婚姻	暴力をふるう夫と離婚したい。子供が2人おり、親権を取得したい。	家庭裁判所に相談に行くように助言した。離婚についてまだ迷っている状態のため、決心したら家庭裁判所での手続きをサポートすることとした。
	離婚した元夫から子どもの面会交流の調停を申し立てられた。日本語が分からないので通訳をしてほしい。	調停について説明し、通訳者を派遣することとした。

労働	介護の仕事を探したい。資格は持っていないため、学校に行きたいが、学費を支払う経済的余裕がない。	ハローワークに介護の職業訓練について相談するよう助言した。
	仕事中に事故に遭い、けがをした。けがのため仕事を休んでおり、解雇されたことを知らなかった。	労働基準監督署を紹介した。
子ども	子どもが仕事が長続きせず、引きこもっている。精神的な障がいを持っていると思うので受診させたい。	お子さんはコンビニで働きたい意向があるが、日本語が話せないため、自宅近くの日本語教室を数か所紹介した。また、相談者と子ども・若者総合相談センターの相談員、当団体で3者面談を行い、今後の具体的な対応方針を検討することとした。
	日本人の夫との離婚後 300 日以内に別の男性との子供を出産した。離婚した夫の戸籍に入るため、市役所に出生届が出せなかった。	子供が元夫の戸籍から削除されるよう、相談者又は実父が家庭裁判所に申し立てる手続きについて情報提供した。
医療	リハビリでの病院通院時に通訳者の同行を求められている。通訳者の派遣をしてほしい。	通訳者の派遣を検討するとともに、通訳者の同行を求めない病院への転院も検討できるように、転院先を調べ情報提供することとした。
	親族が相談者を訪ねて来日しているが、肺炎に罹患し、入院。親族の在留資格は短期滞在のため、健康保険の対象外である。どうしたらいいのか。	医療費の支払いについて病院の担当者に相談するよう伝えた。
DV	夫から身体的・精神的暴力を受けている。子どもも 1 人おり、しばらく出身国に帰りたい。帰国すると永住者の在留資格が無効にならないか心配である。どうしたらよいか。	帰国を決めた場合は 5 年間の再入国許可を取ってから帰ること、お子さんの出身国での登録がどうなっているかを領事館に事前に確認するよう助言した。
事故・事件	交通事故の加害者となった。任意保険に入っていない。相手の保険会社が出した過失割合に不満がある。	交通事故あっせんについて情報提供し、通訳者の派遣ができることも伝えた。
教育	子どもを 4 月から学校に通わせたいが、それまでの間は日本語を学ばせる学校に通わせたい。できれば日本語だけではなく、スポーツ等も学ばせたい。	名古屋国際センター（NIC）と通学できそうな日本語学校について情報提供した。
社会保障	厚生年金と遺族年金について。年金事務所からの連絡があり、遺族年金か年金、どちらかを選択するよう言われた。どちらが得なのか。	年金事務所の相談予約を取るよう伝え、管轄の年金事務所を紹介した。
日本語学習	子どもは来日したばかり。無料の日本語クラスを探している。高校に行く予定はなく、就職の準備をしている。	ハローワークに行き、定住外国人対象の「外国人就労・定着支援研修（職場での日本語や日本の職場習慣、雇用慣行、労働関係法令、社会保険制度等を学ぶ研修）」に申し込むことを勧めた。
税金	自営業者の納税方法と確定申告の方法を知りたい。	税務署に提出する書類の作成を支援するため、面談することとした。
	毎年いくら税金を払わなければならないか知りたい。	税金の金額は身分や給与額に応じて決まると説明し、1 年分の給与明細を持参し、市役所に相談するよう勧めた。
その他	（生活困窮）ネットカフェで生活している。シェルターに入るかどうか悩んでいるがどう思うか。	相談者の不安を傾聴。翌日区役所に相談に行くこととなった。
	（起業）料理店を始めたいが、どうしたらいいか。	保健所に相談し、必要な書類や手続き等を確認するよう助言した。

収 支 精 算 書

収 入 (A)		支 出 (B)		差 引 (A) - (B)
事 項	金額 (円)	事 項	金額 (円)	
補助金	62,027,611	事業費	41,615,538	
預金利息	220	1 防犯事業	966,658	
前年度未返還金	4,934	(1) 防犯カメラの整備	781,748	
		(2) 防犯カメラの維持管理	184,910	
		2 防災事業	660,549	
		(1) 防災訓練の実施	440,185	
		(2) 防災・防犯講習会の実施	220,364	
		3 環境美化事業	484,085	
		(1) 落書き消し活動の実施	79,342	
		(2) まち美活動の実施	404,743	
		4 街路灯整備事業	28,523,740	
		(1) 街路灯の整備	23,346,840	
		(2) 街路灯の維持管理	4,159,400	
		(3) 新設街路灯広告パネルのデザインリニューアル	1,017,500	
		5 公園整備・活用事業	726,000	
		(1) 池田公園トイレの維持管理	286,000	
		(2) 池田公園の修景	440,000	
		6 道路空間整備検討事業	0	
		(1) 自転車等放置禁止区域の指定及び駐輪場有料化の啓発	0	
		7 多文化共生事業	2,436,390	
		(1) 相談事業の実施	2,436,390	
		(2) 外国人住民参画イベントの実施	0	
		8 地域活性化事業	7,418,116	
		(1) 夏まつり、イルミネーションイベントの実施	2,698,120	
		夏まつりの実施	1,934,224	
		イルミネーションイベントの実施	763,896	
		(2) イルミネーション装飾	4,719,996	
		池田公園イルミネーション装飾	1,697,196	
		歩道イルミネーション装飾	3,022,800	
		9 調査研究事業	0	
		(1) 他地域先行事例の研究	0	
		(2) まちづくりビジョンの検討	0	
		10 広報事業	0	
		(1) 広報紙等の作成、デジタル媒体による情報発信強化	0	
		11 事業調整	400,000	
		(1) 事業等の再構築 (テントウエイト購入)	400,000	
		事務費 (協議会運営経費)	19,469,640	
		事務局人件費、事務所賃料等、 備品・消耗品購入費、事務委託費等		
		その他 (前年度未返還金)	4,934	
合 計	62,032,765		61,090,112	942,653

栄東まちづくり協議会 2023年度予算・決算比較表

(金額単位：円)

収入		当初予算 (A)	流用後予算 (B)	決算 (C)	差引 (C-A)	増減理由
1 名古屋補助金	港まち・栄東まち活性化事業補助金	62,027,611	62,027,611	61,084,958	▲ 942,653	精算による返還金
2 雑収入	預金利息	0	0	220	220	
	前年度未返還金	0	0	4,934	4,934	前年度未返還金
合 計		62,027,611	62,027,611	61,090,112	▲ 937,499	
支出		当初予算 (A)	流用後予算 (B)	決算 (C)	差引 (A-C)	増減理由
1 防犯事業		1,165,000	967,000	966,658	198,342	
1	防犯カメラの整備	680,000	782,000	781,748	▲ 101,748	協議会所有街路灯以外設置のカメラ3台の撤去工事の増
2	防犯カメラの維持管理	485,000	185,000	184,910	300,090	修繕費の減
2 防災事業		878,000	691,000	660,549	217,451	
1	防災訓練の実施	372,000	441,000	440,185	▲ 68,185	広報資料に係る印刷経費の増及び炊き出し訓練実施に係る経費の増
2	防災・防犯講習会の実施	506,000	250,000	220,364	285,636	抽選会を実施しないことによる経費の減
3 環境美化事業		545,000	485,000	484,085	60,915	
1	落書き消し活動の実施	81,000	80,000	79,342	1,658	
2	まち美活動の実施	464,000	405,000	404,743	59,257	啓発物品の減
4 街路灯整備事業		26,416,611	28,878,000	28,523,740	▲ 2,107,129	
1	街路灯の整備	20,535,611	23,347,000	23,346,840	▲ 2,811,229	整備本数の増
2	街路灯の維持管理	5,551,000	4,513,000	4,159,400	1,391,600	電気料金の減
3	新設街路灯広告パネルのデザインリニューアル	330,000	1,018,000	1,017,500	▲ 687,500	広告パネル40基80枚の取替工事の増
5 公園整備・活用事業		1,000,000	726,000	726,000	274,000	
1	池田公園トイレの維持管理	500,000	286,000	286,000	214,000	修繕項目の精査による修繕工事経費の減
2	池田公園の修景	500,000	440,000	440,000	60,000	
6 道路空間整備検討事業		110,000	0	0	110,000	
1	自転車等放置禁止区域の指定及び駐輪場有料化の啓発	110,000	0	0	110,000	未実施（街路灯整備へ流用）
7 多文化共生事業		2,701,000	2,437,000	2,436,390	264,610	
1	相談事業の実施	2,451,000	2,437,000	2,436,390	14,610	
2	外国人住民参画イベントの実施	250,000	0	0	250,000	未実施（街路灯整備へ流用）
8 地域活性化事業		8,760,000	7,514,000	7,418,116	1,341,884	
1	夏まつり、イルミネーションイベントの実施	3,573,000	2,699,000	2,698,120	874,880	
	夏まつりの実施	2,808,000	1,935,000	1,934,224	873,776	設営委託費の減
	イルミネーションイベントの実施	765,000	764,000	763,896	1,104	
2	イルミネーション装飾	5,187,000	4,815,000	4,719,996	467,004	
	池田公園イルミネーション装飾	2,023,000	1,792,000	1,697,196	325,804	装飾工事の減
	歩道イルミネーション装飾	3,164,000	3,023,000	3,022,800	141,200	装飾費用の減
9 調査研究事業		203,000	0	0	203,000	
1	他地域先行事例の研究	143,000	0	0	143,000	未実施（街路灯整備へ流用）
2	まちづくりビジョンの検討	60,000	0	0	60,000	未実施（街路灯整備へ流用）
10 広報事業		216,000	0	0	216,000	
1	広報紙等の作成、デジタル媒体による情報発信強化	216,000	0	0	216,000	未実施（街路灯整備へ流用）
11 事業調整		104,000	400,611	400,000	▲ 296,000	
1	事業等の再構築	104,000	400,611	400,000	▲ 296,000	テントウエイト5張分60個調達経費の増
事業費 計		42,098,611	42,098,611	41,615,538	483,073	
1 事務費	事務局人件費、事務所賃料等、備品・消耗品購入費、事務委託費等	19,929,000	19,929,000	19,469,640	459,360	事務局職員▲1による人件費の減及びタブレット等調達経費の増
事務費 計		19,929,000	19,929,000	19,469,640	459,360	
2 その他	前年度未返還金	0	0	4,934	▲ 4,934	
その他 計		0	0	4,934	▲ 4,934	
事業費・事務費・その他 計		62,027,611	62,027,611	61,090,112	937,499	

正味財産増減計算書

自 令和5年4月1日 至令和6年3月31日

(単位：円)

科目	当年度	前年度	増減
一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受託事業収益	62,027,611	65,759,859	3,732,248
受取補助金等	62,027,611	65,759,859	3,732,248
雑収益	942,433	2,013,888	1,071,455
受取利息	220	234	14
受取補助金返戻金	942,653	2,014,122	1,071,469
経常収益計	61,085,178	63,745,971	2,660,793
(2) 経常費用			
事業費	25,647,469	30,590,636	4,943,167
賃借料	110,000	662,101	552,101
光熱水料費	3,421,456	4,547,632	1,126,176
修繕費	717,310	819,940	102,630
寄贈事業費	0	0	0
保険料	443,076	104,964	338,112
委託費	10,256,890	13,435,420	3,178,530
消耗什器備品費	33,050	416,800	383,750
印刷製本費	652,000	1,989,850	1,337,850
消耗品費	318,193	389,051	70,858
諸謝金	65,000	75,000	10,000
旅費交通費	0	0	0
減価償却費	7,995,519	7,301,726	693,793
雑費	1,634,975	848,152	786,823
事務費	19,775,137	15,651,092	4,124,045
給料手当	9,660,212	8,504,713	1,155,499
福利厚生費	1,691,755	1,060,749	631,006
旅費交通費	4,704	1,620	3,084
通信費	240,179	201,240	38,939
減価償却費	424,297	60,629	363,668
賃借料	2,200,008	2,200,008	0
保険料	15,430	14,650	780
光熱水料費	184,358	196,950	12,592
消耗什器備品費	1,154,174	139,400	1,014,774
消耗品費	330,360	429,569	99,209
租税公課	10,500	12,200	1,700
会議費	0	0	0
委託費	3,744,554	2,717,121	1,027,433
印刷製本費	6,160	0	6,160
雑費	108,446	112,241	3,795
固定資産除却損	0	2	
経常費用計	45,422,606	46,241,728	819,122
当期経常増減額	15,662,572	17,504,243	1,841,671

(単位：円)

科目	当年度	前年度	増減
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	15,662,572	17,504,243	1,841,671
一般正味財産期首残高	133,410,773	115,906,530	17,504,243
一般正味財産期末残高	149,073,345	133,410,773	15,662,572
指定正味財産増減の部			
(1) 収益			
収益計	0	0	0
(2) 費用			
費用計	0	0	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
正味財産期末残高	149,073,345	133,410,773	15,662,572

貸借対照表

栄東まちづくり協議会

令和 6年 3月 31日 現在

【資産の部】

単位：円

科目	当期	前期	差額	前年 対比
	金額	金額		
【流動資産】	【30,382,396】	【34,074,198】	【△3,691,802】	89.1
現金預金	30,382,396	34,074,198	△3,691,802	89.1
【固定資産】	【149,073,345】	【133,410,773】	【15,662,572】	111.7
(有形固定資産)	(148,870,178)	(133,185,606)	(15,684,572)	111.7
建物	1,014,021	1,220,555	△206,534	83.0
構築物	146,736,378	131,157,965	15,578,413	111.8
什器備品	1,119,779	807,086	312,693	138.7
(無形固定資産)	(86,167)	(108,167)	(△22,000)	79.6
ソフトウェア	86,167	108,167	△22,000	79.6
(投資その他の資産)	(117,000)	(117,000)	(0)	100.0
差入保証金	117,000	117,000	0	100.0
資産の部合計	179,455,741	167,484,971	11,970,770	107.1

貸借対照表

栄東まちづくり協議会

令和 6年 3月 31日 現在

【負債・純資産の部】

単位：円

科目	当期	前期	差額	前年 対比
	金額	金額		
【流動負債】	【30,382,396】	【34,074,198】	【△3,691,802】	89.1
未払金	30,155,675	33,947,789	△3,792,114	88.8
預り金	226,721	126,409	100,312	179.3
負債の部合計	30,382,396	34,074,198	△3,691,802	89.1
【株主資本】	【149,073,345】	【133,410,773】	【15,662,572】	111.7
(利益剰余金)	(149,073,345)	(133,410,773)	(15,662,572)	111.7
その他利益剰余金	149,073,345	133,410,773	15,662,572	111.7
繰越利益剰余金	149,073,345	133,410,773	15,662,572	111.7
純資産の部合計	149,073,345	133,410,773	15,662,572	111.7
負債・純資産の部合計	179,455,741	167,484,971	11,970,770	107.1

2024年4月1日

会計監査報告書

栄東まちづくり協議会
会長 野田 剛司 様

栄東まちづくり協議会規約第7条第4項及び栄東まちづくり協議会財務規程第33条第2項に基づき、2023年度の関係書類を監査いたしましたところ、いずれも適正に処理されていることを確認しましたので、報告いたします。

以上

監事 河田悟雄 

監事 近藤芳徳 

2024 年度環境美化事業 落書き消し活動の実施について

1. 事業計画（該当部分の抜粋）

栄東まちづくりの会と共催し、栄東地域内で落書き消し、いたずらシール剥がし活動を行う。協議会は栄東まちづくりの会において決定された内容に従い、参加者用飲料等の経費を支出する。

2. 事業概要（栄東まちづくりの会に確認した内容）

- ・ 日時：2024 年 6 月 1 日（土）9:00～11:00
- ・ 場所：栄東地域
- ・ 実施体制：栄東まちづくりの会と栄東まちづくり協議会の共催
- ・ 内容：建物・外壁・街路灯等、公衆の目に触れる場所に書かれた落書きのうち、所有者・管理者の承諾を得た箇所について、ペンキ塗布又は溶剤により消す。また、いたずらシールを剥がす。
- ・ 参加者：地域団体会員、地域住民、中部電力パワーグリッド株式会社等事業所職員等 約 50 名（予定）

3. 協議会の役割と経費

- ・ 役割：事業予算（10,000 円）の範囲内で活動に必要な参加者用飲料等を購入し提供する。
- ・ 経費：参加者用飲料 等

※経費の支出にあたっては栄東まちづくりの会において決定された内容に従い、事業予算の範囲内で支出するものとする。

＜審議事項＞上記 3 の役割に基づき、経費支出してよろしいか。

2024 年度地域活性化事業 夏まつりの実施について

1. 事業計画（該当部分の抜粋）

栄東まちづくりの会、栄東発展会、一般社団法人栄東女子大小路ビル協会と共催し、池田公園において夏まつりを行う。各地域団体から構成される実行委員会を設置し、内容等の企画及び運営を行う。協議会は実行委員会において決定された内容に従い、事業の実施に必要な経費を支出する。

2. 事業概要（案）

- ・ 日時：2024 年 7 月 15 日（月祝）・16（火）15:30～20:30
- ・ 場所：池田公園
- ・ 実施体制：栄東まちづくりの会、栄東発展会、（一社）栄東女子大小路ビル協会、栄東まちづくり協議会の共催
（実行委員会を設置し、企画・運営等を担当する。実行委員会は地域団体から選出された委員により構成され、各会との連絡調整を担当する）
- ・ 内容：実行委員会にて検討・決定

3. 協議会の役割と経費（過去の実績を参考に想定される内容を記載）

- ・ 役割：事業予算（1,000,000 円）の範囲内で広報資料の作成等の手配を行う。
- ・ 経費：広報資料の作成、街路灯バナー広告の掲出、参加者配布用景品や必要な消耗品・資材等の購入、司会・出演者出演料、会議費、運営スタッフ用飲料 等

※経費の支出にあたっては地域 3 団体から構成される実行委員会において決定された内容に従い、事業予算の範囲内で支出するものとする。

＜審議事項＞上記 3 の役割に基づき、経費支出してよろしいか。

**2024 年度街路灯整備事業
新設街路灯広告パネルのデザインリニューアルについて**

1. 事業計画（該当部分の抜粋）

栄 4 丁目に 2021 年度までに新設された栄 4 丁目モデル（広告枠あり）の街路灯 131 基の広告パネルをリニューアルし、事業者名又は町内会名等から栄東地域のにぎわいづくりと魅力発信につながるデザインに 2024 年度（空き枠又は町内会名が掲出されているパネル）及び 2025 年度中（事業者名等が掲出されているパネル）に変更することが計画されている。この計画に従い、2023 年度は外部のデザイナーによるデザイン提案を受け、広告パネルのデザインを決定し、空き枠のパネルの取り換えを一部実施した。

2024 年度は残りの空き枠又は町内会名が掲出されているパネルの取り換えを行う。

2. 事業予算

1,000,000 円

3. 2024 年度取り替え対象の広告パネルの位置及び数量

- ・ 位置：位置図は次ページ参照
- ・ 数量：13 基 25 枚

対象となる全広告パネル：131 基 262 枚							
・ <u>空き枠のパネル</u>	： 40 基 80 枚						
	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20px;">〔</td> <td>・ 38 基 76 枚（2023 年度取り替え済み）</td> <td style="width: 20px;">〕</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・ <u>2 基 4 枚</u>（2024 年度取り替え予定）</td> <td></td> </tr> </table>	〔	・ 38 基 76 枚（2023 年度取り替え済み）	〕		・ <u>2 基 4 枚</u> （2024 年度取り替え予定）	
〔	・ 38 基 76 枚（2023 年度取り替え済み）	〕					
	・ <u>2 基 4 枚</u> （2024 年度取り替え予定）						
・ <u>町内会名のパネル</u>	： <u>11 基* 21 枚</u> （2024 年度取り替え予定）						
・ <u>事業者名等のパネル</u>	： 81 基*161 枚						
	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20px;">〔</td> <td>・ 2 基 4 枚（2023 年度取り替え済み）</td> <td style="width: 20px;">〕</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・ 79 基*157 枚（2025 年度取り替え予定）</td> <td></td> </tr> </table>	〔	・ 2 基 4 枚（2023 年度取り替え済み）	〕		・ 79 基*157 枚（2025 年度取り替え予定）	
〔	・ 2 基 4 枚（2023 年度取り替え済み）	〕					
	・ 79 基*157 枚（2025 年度取り替え予定）						
*街路灯 1 基あたりパネル 2 枚のところ、片面 1 枚が町内会名、片面 1 枚が事業者名の街路灯 1 基(MH35)あり							

＜審議事項＞新設街路灯広告パネルのデザインリニューアルについて、2023 年度に決定したデザインで、上記 2 の予算の範囲内で上記 3 のとおり取り替えを進めてよろしいか。

(位置図)

(● : 新設街路灯、● : 既設街路灯)



対象となる全広告パネル : 131基 262枚	黄色網掛け箇所
・ <u>空き枠のパネル</u> : 40基 80枚	● (2023年度取り替え済み)
・ 38基 76枚	■ (2024年度取り替え予定)
・ 2基 4枚	● (2024年度取り替え予定)
・ <u>町内会名のパネル</u> : 11基* 21枚	● (2024年度取り替え予定)
・ <u>事業者名等のパネル</u> : 81基*161枚	● (2023年度取り替え済み)
・ 2基 4枚	■ (2025年度取り替え予定)
・ 79基*157枚	

*街路灯 1基あたりパネル 2枚のところ、片面 1枚が町内会名、片面 1枚が事業者名の街路灯 1基(MH35)あり

2024 年度その他事業について

1. 事業計画（該当部分の抜粋）

年間を通して加入する防災訓練や防災・防犯講習会、夏まつり、イルミネーションイベント等の行事保険料及びその他事業の円滑な実施にあたり、予定外に必要なとなった経費等を支出する。

2. 事業予算

298,000 円

3. 保険契約内容（案）

- ・補償対象：協議会委員、地域団体会員、ボランティア（地域住民等）、事務局職員
- ・補償内容：

	補償項目	保険金額	【参考】2023 年度夏まつり
傷害 保険	死亡	1,000 万円	1,000 万円
	後遺障害	40 万～1,000 万円	
	入院（日額）	2,000 円	2,000 円
	通院（日額）	2,000 円	2,000 円
	手術	入院保険金日額の 5・10 倍	
	その他	往復途上傷害危険補償、 食中毒補償、熱中症危険補償* (*熱中症危険補償：満 23 歳未満 または学生・生徒のみ対象)	往復途上傷害危険補償、 食中毒補償、熱中症危険補償
賠償 責任 保険	身体賠償	1 事故 2 億円	1 名／1 事故 1,000 万円 ※生産物 1 名 3,000 万円 1 事故 10 億円
	財物賠償	1 事故 2 億円	1 名／1 事故 1,000 万円
	事故対応費用	1 事故 500 万円	
	見舞費用	死亡 50 万円等	

- ・補償対象事業：防災事業（防災訓練、防災・防犯講習会）、
環境美化事業（落書き消し活動、まち美活動）、
地域活性化事業（夏まつり、イルミネーションイベント）
- ・保険期間：1 年間 ※5 月（まち美活動：5/19 予定）からの補償開始を想定
- ・保険料：【概算費用】34,000 円（非課税）
※保険料は前年度の構成員人数や年間延べ活動時間等の実績をもとに算出
※2024 年度は、補償対象事業を全て含む「年単位」での契約
（2023 年度までは、行事保険加入が必要な事業ごとに「事業単位」での契約）

【参考】過去の保険料（実績）

（単位：円）

	防災訓練	夏まつり	イルミネーション	計
2022 年度		16,920	7,100	24,020
2023 年度	81,496	18,025	47,240	146,761

<審議事項>行事保険について、上記 3 の保険契約内容案をもとに、行事保険の加入を進めてよろしいか。

栄東まちづくり協議会 2024年度予算

(単位:円)

収入		修正前		修正後	
1 補助金	1 名古屋市補助金	59,000,000		57,832,660	
合計		59,000,000		57,832,660	
支出		修正前		修正後	
1 防犯事業	1 防犯カメラの整備	1,000,000	1,120,000	1,000,000	1,120,000
	2 防犯カメラの維持管理	120,000		120,000	
2 防災事業	1 防災訓練の実施	359,000	669,000	359,000	669,000
	2 防災・防犯講習会の実施	310,000		310,000	
3 環境美化事業	1 落書き消し活動の実施	10,000	220,000	10,000	220,000
	2 まち美活動の実施	210,000		210,000	
4 街路灯整備事業	1 街路灯の整備	24,571,000	31,141,000	23,403,660	29,973,660
	2 街路灯の維持管理	5,570,000		5,570,000	
	3 新設街路灯広告パネルの デザインリニューアル	1,000,000		1,000,000	
5 公園整備・活用事業	1 池田公園トイレの維持管理及び 池田公園の修景	500,000		500,000	
6 地域活性化事業	1 夏まつりの実施	1,000,000	3,405,000	1,000,000	3,405,000
	2 イルミネーションイベントの実施	420,000		420,000	
	3 池田公園イルミネーション装飾	1,892,000		1,892,000	
	4 歩道イルミネーション装飾	93,000		93,000	
7 調査研究事業	1 栄東地域の現状把握調査の実施	500,000		500,000	
8 広報事業	1 デジタル媒体及びマスメディア等による 情報発信の強化	100,000		100,000	
9 その他事業	1 行事保険及びその他事業調整	298,000		298,000	
事業費 計		37,953,000		36,785,660	
1 事務費	1 事務局人件費	15,584,000		15,584,000	
	2 事務所賃料等	2,484,000		2,484,000	
	3 備品・消耗品購入費、事務委託費等	2,979,000		2,979,000	
事務費 計		21,047,000		21,047,000	
合計		59,000,000		57,832,660	

令和5年度 ミニポートピア栄に係る名古屋市への「環境整備協力費年間集計表」

※環境整備協力費は、MBP栄に係る蒲郡・常滑・場間場外発売の各売上額の1%

年 月	令和5年度分 環境整備協力費	令和4年度分 環境整備協力費	対前年度比率
令和5年4月分	¥4,372,611	¥5,525,062	79.1%
令和5年5月分	¥4,748,524	¥5,638,276	84.2%
令和5年6月分	¥4,364,153	¥5,646,113	77.3%
令和5年7月分	¥4,575,944	¥5,956,606	76.8%
令和5年8月分	¥4,822,168	¥5,366,063	89.9%
令和5年9月分	¥4,683,037	¥4,602,794	101.7%
令和5年10月分	¥5,170,952	¥5,019,247	103.0%
令和5年11月分	¥4,416,901	¥4,300,785	102.7%
令和5年12月分	¥6,134,610	¥5,854,965	104.8%
令和6年1月分	¥5,308,171	¥5,036,306	105.4%
令和6年2月分	¥4,389,115	¥4,449,906	98.6%
令和6年3月分	¥4,846,474	¥4,631,488	104.6%
計	¥57,832,660	¥62,027,611	93.2%

※令和6年度予算額： ¥57,832,660

【参考】令和5年4月から令和6年3月までの対前年度比率を加味した予測額

令和4年度実績（1年分）×対前年度（4-翌3月分）比率

令和5年度実績 (4-3月分)	令和4年度実績 (4-3月分)	対前年度実績比率	予測額
¥57,832,660	¥62,027,611	93.2%	¥57,832,660

2024 年度調査研究事業について

1. 実行委員会における検討状況

	日程	内容
準備	3月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・傍聴ルールのご決定 ・目的・予算・役割・検討事項・スケジュールの確認 ・ビル協会が過去に実施した調査及び協議内容の情報共有 ・実行委員長のご選出
第1回	4月3日	<ul style="list-style-type: none"> ・検討の進め方・スケジュール（次ページ参照）の検討 ・栄東地域の現在及び将来の課題の洗い出し （主な課題：昼間に利用できる店舗が少ない、コインパーキング需要は多いが商業地区としての土地活用と異なる、怖い地域という印象） ・課題に対する対策の洗い出し （主な対策：昼間の活性化のためのしかけ作り(おかげ横丁・金山小町等の施設誘致等)、中華街等のコンセプトのある地域づくり、集合住宅建設時の1階店舗設置の規制、地域の清掃や防犯活動の情報発信)
第2回	4月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・課題に関する対策の洗い出し （主な対策：イメージ向上・集客のための池田公園のしかけ作り(清掃活動のイベント化、ダンススポット、昼間のイベント利用を増やす等)) ・飲食以外（アパレル・美容等）の課題把握のための店舗対象のアンケート調査の実施方法・内容の検討
第3回	4月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでに出了課題と対策の整理 ・ネット調査の概要の検討 （流れ：「一次調査」で栄東地域のイメージや会食での市内繁華街の利用実態等を調査し、「二次調査」で栄東地域の会食利用経験者へ更なる調査を実施） ・飲食以外の店舗対象のアンケート調査の中止を決定

・調査の方向性：「インターネット調査」は対象が不特定多数であり、栄東地域の飲食店が多いという実情を踏まえ、調査を有効なものとするために「飲食業界を中心」とした「名古屋市中心部の繁華街の利用実態や特徴を洗い出すインターネット調査」を実施する。

・調査対象：二次調査での必要人数は最低でも 400 サンプル。属性（年齢・性別・職業・栄東地域利用経験等）は今後更に検討を進める。

2. スケジュール（第 1 回実行委員会で確認された内容を抜粋）

第 1 回：	商業エリアとしての現在の問題点や将来課題を抽出～分類整理～重要度判定	4月9日
第 2 回：	重要度の高い問題 & 課題の対策プランを立案	4月下旬
第 3 回：	全体構造の整理体系化 ⇒ 資料化 ※ 3 団体の 5 月会議にて経過報告	5月上旬
第 4 回：	ネット調査で確認すべき項目の抽出整理とネット調査不適合項目の扱い方法検討	5月下旬
第 5 回：	調査設計（素案） ※ 3 団体の 6 月会議にて経過報告	6月上旬
第 6 回：	調査設計（確定案）	6月下旬

【参考】次年度以降の取り組み検討も含めた協議会としての全体スケジュール

2024 年 2 月まで	各地域団体にて実行委員選出
2024 年 3 月	準備委員会（実行委員による） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 傍聴ルール の 決定 ・ ビル協会がこれまでに実施した調査の概要等の説明 </div>
2024 年 4 月	第 1 回実行委員会開催 ～以降、実行委員会で検討～ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>調査項目、調査対象・人数、調査回数、調査期間、スケジュール（9 月までに調査結果が取りまとめられるように逆算してスケジュール管理する）</p> </div>
2024 年〇月	実行委員会の決定に従い、 事務局にてインターネット調査の業者選定・契約事務業者にて調査実施 実行委員会にて調査結果の分析
2024 年 9 月	調査結果の取りまとめ
2024 年 10 月	調査結果の報告、各地域団体へ 2025 年度予算要望作成を依頼（10 月協議会）
2024 年 10 月以降	各地域団体にて調査結果を踏まえた次年度以降の取り組みの検討
2024 年 11 月	予算要望の提出（11 月下旬予定）
2024 年 12 月	2025 年度事業計画・予算案の審議（12 月協議会）

2023 年度街路灯整備事業 街路灯の維持管理について

1. 点灯不良調査及び修繕の実績について

		1 回目	2 回目	3 回目	合計	調査以外
2023 年度	実施時期	5 月	11 月	2 月	3 回	8 月
	調査費用	77,000 円	77,000 円	77,000 円	231,000 円	
	点灯不良 基数	11 基	13 基	3 基*	27 基	1 基
	修繕費用	37,840 円	73,700 円	108,570 円*	220,110 円	31,350 円

<*3 基 108,570 円の内訳>

- ・ 1 基 (OY21) : 100,540 円 (LED ユニット→ソケット式に仕様変更し取り替え)
- ・ 2 基 (NK23、OS1) : 8,030 円 (自動点滅器、蛍光灯を取り替え)

2. 既設街路灯 LED ユニット点灯不良時の仕様変更及び費用について

(1) 内容 :

2023 年度の点灯不良調査において点灯不良が報告された既設街路灯 (対象となる街路灯は次ページ (2) のとおり) について、現行の LED ユニット式からソケット式に変更したものを。

理由 : 「LED ユニット」の部材の一部 (ヒートシンク) の製造が終了し、在庫がない状態であること、また他地域に設置されている同年代設置の「LED ユニット式」の街路灯も順次「ソケット式」に仕様変更している状況であるため。

(参考写真)

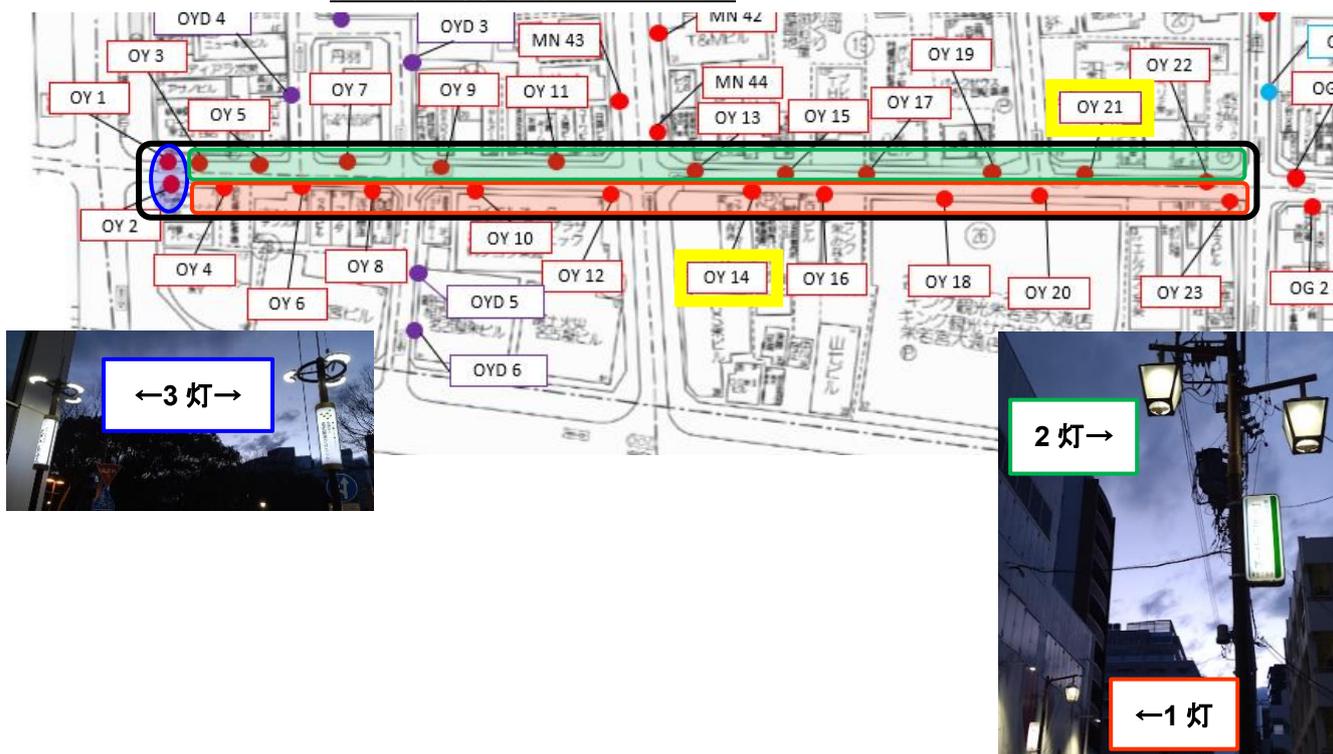
LED ユニット式 (現行)



→ → → ソケット式 (仕様変更後)



- (2) 対象の街路灯：東陽通の歩道及び車道の一部区間に2010年度に老松第4町内会が設置し、協議会へ移管された既設街路灯 23 基。LED ユニットの灯具数量は 1 基当たり 3 灯（西端、2 基、OY1・OY2）、2 灯（北側歩道、11 基、OY3・5・7・9・11・13・15・17・19・21・22）、1 灯（南側車道、10 基、OY4・6・8・10・12・14・16・18・20・23）とそれぞれ異なる。尚、2010 年度設置後に点灯不良となった街路灯は計 2 基（2022 年度：OY14、2023 年度：OY21）で、修繕を完了しており、今後（新設街路灯への建て替えまで）に点灯不良となる可能性がある街路灯は残り 21 基である。



- (3) 費用：2 灯（OY21）100,540 円（税込。器具変更の申請経費等含む）
 ※ソケット式に変更後の点灯不良時のランプ交換：1 個 10,000 円程度（税込）

【参考】新設街路灯 LED ユニットの修繕費用について

2017 年度より整備している新設街路灯については、点灯不良となった場合は、ランプ交換で対応できず LED ユニットそのものを取り換える必要がある（新設街路灯の LED ユニットについては現時点では製造されている）。

- (1) 対象の街路灯：2017 年度より整備している新設街路灯（4 丁目モデル）全基（203 基、2024 年 4 月期首）。LED ユニットの灯具数量は 1 基当たり 2 灯（灯具 1 台につき電源 1 台のため、同時に点灯不良となる確率は低い）
- (2) 概算費用：1 灯 63,000 円（税込）

事業名	事業目的	事業内容	事業評価	事業の方向性	成果・課題・改善策等（主なもの）	A 充分な 成果が ある	B 一定の 成果が ある	C 成果が ない	まち 会	発展 会	ビル 協会	区政 部長	総合 調整	地域 振興	住宅 都市	中土 木	地域 力推 進	
1 防犯事業	地域の防犯力を向上し、安全な地域をつくる。	1 防犯カメラの整備	A	事業継続	○成 果：落書きや窃盗等の犯罪抑止。安心安全な地域づくりへの寄与。 ○改善策：必要なカメラの精査。活用状況を把握し評価したうえでの新設・更新の検討。全体数の抑制と効果的な運用の検討。事務局の負担軽減・コストを考慮した適切な運用・機種・更新計画の継続検討。今後の予算や体制を意識した計画策定。ダミーカメラ設置の検討。 ○その他：警察からの評価の確認希望。域内犯罪件数や警察照会件数の推移があると評価しやすい。	7	2	0	A	A	A	A	B	A	B	A	A	
		2 防犯カメラの維持管理	A	事業継続	○成 果：閲覧頻度による更新可否の判断基準の決定。落書きや窃盗等の犯罪抑止。安心安全な地域づくりへの寄与。警察捜査への協力。 ○改善策：全体数の抑制。犯罪抑止のためのステッカー等での周知啓発策の充実。今後の予算や体制を意識した計画策定。事務局の負担軽減・コストを考慮した適切な運用・機種・更新計画の継続検討。閲覧要請の突発性・頻度等を鑑みた運用の外部委託の検討。	8	1	0	A	A	A	A	A	A	A	B	A	A
2 防災事業	防災力を高め、防災に強い地域をつくる。	1 防災訓練の実施	A	事業継続	○成 果：継続的な取り組みによる防災意識向上。 ○課 題：内容の公助への偏り。 ○改善策：発災時に情報弱者になるであろう外国人への日頃から防災の意識付けや避難場所・備蓄等の周知。地域の特性を踏まえた取り組みの継続。マンネリ化防止のための時期・場所・内容等の検討・工夫。公助が期待できない際の自助に重きを置いた訓練実施。夜間の発災想定等不測の事態をイメージした訓練内容の検討。	8	1	0	A	A	A	A	A	A	A	A	B	A
		2 防災・防犯講習会の実施	A	事業継続	○成 果：継続的な取り組みによる防災意識向上。参加者の関心を引き中区の特色を踏まえた内容。	8	1	0	A	A	A	A	A	A	A	A	B	A
3 環境美化事業	環境美化意識を高め、快適できれいな地域をつくる。	1 落書き消し活動の実施	A	事業継続	○成 果：落書きの減少。地域住民の結束や地域・行政・企業の協働。安心・安全・快適なまちづくりへの貢献。環境美化の意識啓発。落書きを行う者への牽制。 ○改善策：回数増の検討。効果と使用頻度の高い溶剤・道具の精査によるより効率的な実施。	9	0	0	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
		2 まち美活動の実施	A	事業継続	○成 果：環境美化の意識啓発。企業・店舗・学校等からの協力。ごみを捨てにくい環境づくり。 ○課 題：発展会の全会員の合意の未形成及び活動趣旨の理解が不十分な会員の存在。 ○改善策：若い世代の参加促進とそれによる今後のまちづくり人材の育成。若い世代が参加できる時間・場所の検討。他機関の企画（スポGOMI等）での盛り上げと対外的な発信実施。発展会全会員での十分な協議。地域間での意見相違に係る協議・検討。より効率的な事業執行の観点からの経費の精査。	6	3	0	B	A	B	A	A	A	A	A	B	A
4 街路灯整備事業	明るく、安心して歩ける道路環境を整える。	1 街路灯の整備	A	事業継続	○成 果：まちのイメージ・防犯力の向上。夜間の安心安全への貢献。 ○改善策：設置後の状況を評価したうえでの事業執行。毎年の更新本数を減らさない事業執行。予算縮小を見据えた長期的で確実な整備計画の策定。電気代・物価高騰を鑑みた街路灯整備事業の継続性についての検討。	7	2	0	A	A	A	A	A	A	A	B	B	A
		2 街路灯の維持管理	A	事業継続	○成 果：まちのイメージ・防犯力の向上。夜間の安心安全への貢献。 ○改善策：住民からも不具合を報告してもらえる体制づくり。予算縮小を見据えた長期的で確実な維持管理計画の策定。	8	1	0	A	A	A	A	A	A	A	B	A	A
		3 新設街路灯広告パネルのデザインリニューアル	A	事業継続	○課 題：デザインの机上と現物のイメージの違い。 ○改善策：デザイン変更の提案。 ○その他：地域の景観形成に大きく影響する広告付き街路灯は十分な議論を経て整備すべき。	7	2	0	A	B	A	A	A	A	A	B	A	A
5 公園整備・活用事業	まちづくりと一体となった公園整備を進め、人々の滞在及び交流を促進する。	1 池田公園トイレの維持管理	A	事業計画	○成 果：公園の利便性・魅力の向上。 ○課 題：修理回数の多さ。利用者層に関する議論不足。 ○改善策：数年後の大改修の検討。将来的により汚れにくく耐久性の高い建材への更新。	7	2	0	B	A	B	A	A	A	A	A	A	
		2 池田公園の修景	A	事業継続	○成 果：公園の利便性・魅力の向上。地域性に配慮したふりがな・ピクトグラム表記。 ○改善策：優先度の精査によるより効果的な事業執行。置き型看板の効果検証のうえ安心安全なまちづくりに寄与する公園整備・管理の検討。	7	2	0	A	A	A	A	B	A	A	B	A	

事業名	事業目的	事業内容	事業評価	事業の方向性	成果・課題・改善策等（主なもの）	A 充分な 成果 がある	B 一定の 成果 がある	C 成果 がない	まち 会	発展 会	ビル 協会	区政 部長	総合 調整	地域 振興	住宅 都市	中土 木	地域 推進	
6 道路空間整備検討事業	快適な道路空間のあり方を検討し、まちづくりの可能性を高める。	1 自転車等放置禁止区域の指定及び駐輪場有料化の啓発			※協議会事業以外への記述内容が含まれる ○成 果：放置自転車の減少。 ○課 題：事業目的に見合った成果が見込めない状況。協議会事業と他団体等の事業（夜間パトロール時の放置自転車エフ付け、有料駐輪場の整備）との混同。 ○改善策：他事業への移行統合等今後のあり方の検討。今後の実施における緑政土木局と調整。関係者の模範的な自転車利用の率先と利用者へのマナー啓発。													
7 多文化共生事業	国籍や文化の違いを尊重する豊かな地域をつくる。	1 相談事業の実施	A	事業継続	○成 果：助かった外国人の日本への好印象形成。多文化共生推進への寄与。 ○課 題：行政や他団体等による類似事業の存在。 ○改善策：栄東地域の居住者・就業者の利用増の工夫。独自性と費用対効果の高い事業内容の検討。自治体等との連携と住民の理解・協力のもとでの事業執行。協議会としての事業実施の必要性の検証。	5	4	0	A	B	A	B	B	A	A	B	A	
		2 外国人住民参画イベントの実施	A	事業継続	○成 果：多文化共生の推進。地域特性に合わせた関係団体との連携。 ○改善策：他機関実施の講演会等の情報提供の継続実施。栄東地域の居住者・就業者の利用増の工夫。外国人住民に対するゴミや駐輪対策の情報発信の機会としてのイベント活用。	5	4	0	A	B	A	B	B	A	A	B	A	
8 地域活性化事業	にぎわいを作り、地域の魅力を発信する。	1 夏まつりの実施	A	事業継続	○成 果：地域内外の住民等の参加。地域の活性化やにぎわい創出。地域の結束力・誇りの醸成。 ○課 題：運営を支える住民の高齢化と減少。若手協力者の不足。猛暑による運営スタッフの疲弊。音響による騒音。 ○改善策：予算縮小を見据えた経費配分。効率的な経費支出。実施後の反省点の共有・検証と次回への活用。担い手不足の対策検討。将来を見据えた規模縮小か運営スタッフ増の検討。人手が少なくてもできる企画の検討。地域の若手の動員・実行委員の任命。	9	0	0	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
		2 イルミネーションイベントの実施	A	事業継続	○成 果：地域の活性化やにぎわい創出。地域の結束力・誇りの醸成。 ○改善策：効率的な経費支出。実施後の反省点の共有・検証と次回への活用。担い手不足の対策検討。将来を見据えた規模縮小か運営スタッフ増の検討。	9	0	0	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
		3 池田公園イルミネーション装飾	A	事業継続	○成 果：従来の装飾の維持。地域の活性化やにぎわい創出。公園の冬の風景としての定着。	9	0	0	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
		4 歩道イルミネーション装飾	A	事業継続	○成 果：地域の活性化やにぎわい創出。 ○課 題：予算に対する効果の低さ。 ○改善策：予算配分ができれば広小路通からのにぎやかさ演出のための南北の通りへの装飾設置の検討。予算縮小を見据えた費用対効果の検証。池田公園への勧誘の観点での効果検証。	6	3	0	A	B	A	B	B	A	A	A	A	A
9 調査研究事業	他地域の取り組みを学び、まちづくり活動を活性化する。	1 他地域先行事例の研究			○改善策：目的意識をもち事前準備を的確に行った実施。事業効果を高めるため他地域の先行事例の積極的な情報収集。													
		2 まちづくりビジョンの検討			○改善策：調査結果の活用イメージを持った調査実施。事業効果を高めるため他地域の先行事例の積極的な情報収集。													
10 広報事業	地域内外に街の魅力を伝える。	1 広報紙の作成、デジタル媒体による情報発信強化	A	事業継続	○成 果：プレスリリースの効果。ウェブサイトでの情報発信による他地域からのイベント参加。 ○改善策：SNS等デジタル媒体の更なる活用。波及効果の高い広報実施。効果的な発信。広報の目的と対象の整理。他地域の先行事例を踏まえた隣接団体との連携等効果的な広報の研究。イベントや地域活動等様々な機会を捉えた情報発信。地域活動の新たな担い手探し・魅力向上・ブランディングの観点での広報実施。 ○その他：ウェブサイトやSNSの閲覧数等の量的情報があると評価しやすい。	5	3	1	A	A	A	B	C	A	B	B	A	

1 環境整備協力費・栄東まち活性化事業補助金について

- 1 - 1 環境整備協力費、栄東まち活性化事業補助金とは
- 1 - 2 補助金（環境整備協力費）交付の流れ
- 1 - 3 場外発売場の売上推移
- 1 - 4 補助金の対象経費と対象外経費

2 栄東まちづくり協議会の体制・運営について

- 2 - 1 栄東まちづくり協議会の目的・事業
- 2 - 2 協議会と地域団体の役割分担
- 2 - 2 協議会委員の組織図・構成

3 協議会委員の役割について

- 3 - 1 協議会委員の役割
- 3 - 2 地域団体から選出された委員の役割

1 - 1 環境整備協力費、栄東まち活性化事業補助金とは

環境整備協力費とは...

- ボートピアにおける売上額の1.0%を上限として、施行者から地元自治体に対して支払われるもの。
- 場外販売場が設置される地元自治体に対する一般的な財源であり、自治体における用途に制限はない。
- 栄四丁目、五丁目を中心とした栄東周辺地区においては、ミニボートピア栄の設置までの経緯、地域からの要望、地域団体の活動実績等を踏まえ、補助金の受け皿団体として設立された「栄東まちづくり協議会」へ補助金として交付している。

栄東まち活性補助金とは...

- 補助金は、地方公共団体が公益上の必要性を認めた場合に交付できる。
- 栄東まちづくり協議会には、地域の魅力づくり・にぎわいづくり、暮らしやすい地域づくりを目的とした事業を対象に「栄東まち活性補助金」が交付されている。
- 補助金を活用して実施する事業は、地域の中で内容・実施方法を考え、あらかじめ栄東まちづくり協議会の事業計画に反映させておく必要がある。

1 - 2 補助金（環境整備協力費） 交付の流れ

ミニポートピア栄

売上

(ミニポートピア栄の幹事施行者)

常滑市

環境整備協力費

行政協定に基づき
売上の1%を支払う

名古屋市

補助金の申請

要望書を基に
事業計画・予算を
まとめ、
補助金を申請

内容を精査し、
交付決定

補助金の交付

栄東まちづくり協議会

要望書の提出

地域団体ごとに
意見をまとめ、
要望書を提出

(まちづくりの会・発展会・ビル協会)

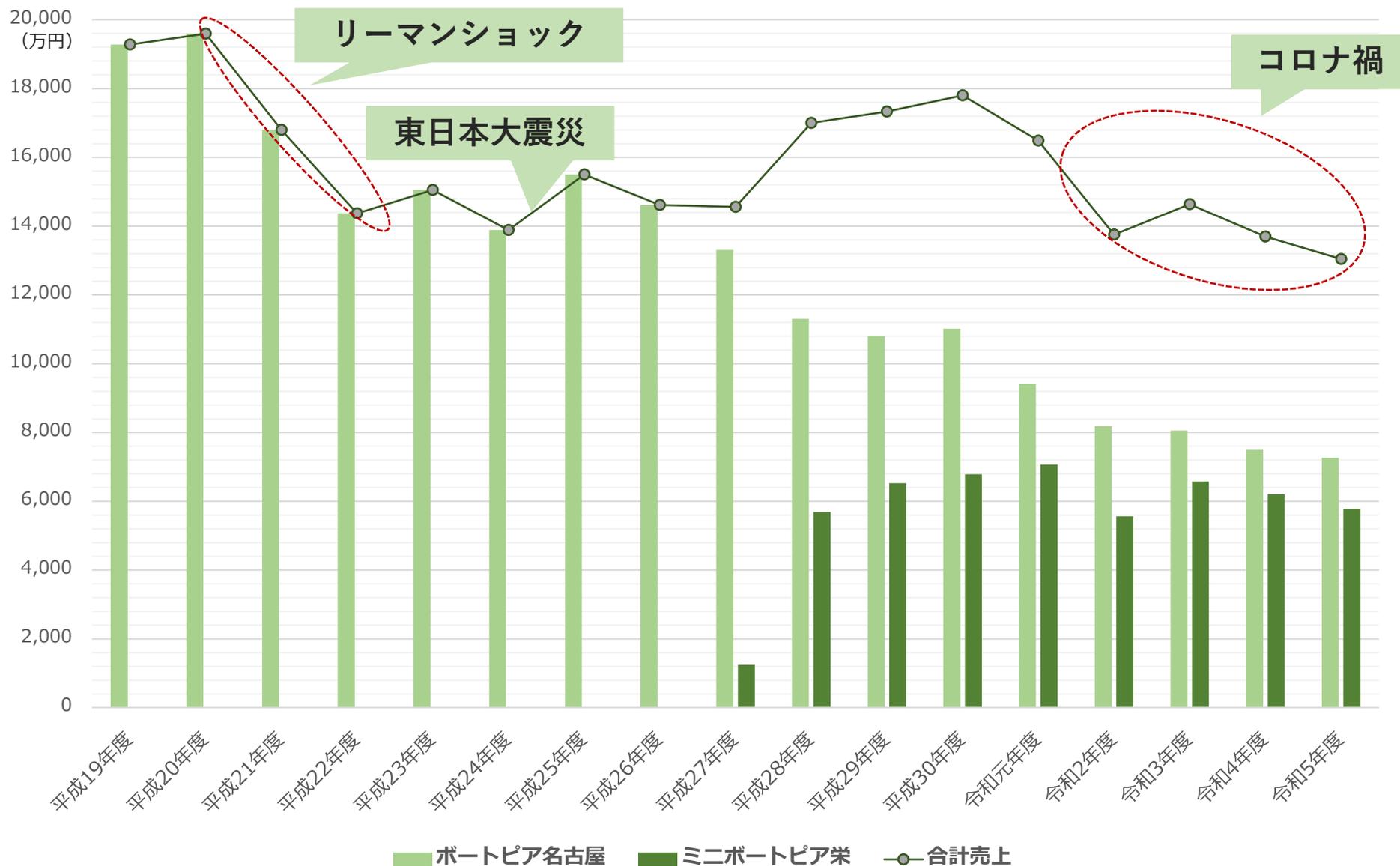
地域団体

補助金の基本的な視点

補助金を活用する事業は、**公金であることを鑑み**、以下の点に注意する必要がある。

- 特定の個人や組織のみを対象にするのではなく、栄東地区で暮らす住民の生活向上や地域の魅力づくりにつながるよう、**事業の目的や内容は、客観的に公益性が認められなければならない。**
- コンプライアンスを遵守し**、経費の支出にあたっては、**透明性を担保しなければならない。**

1-3 場外発売場の売上推移



→ 社会情勢の影響に伴い売上が増減する。(コロナ禍以降、売り上げは減少傾向に)

1 - 4 補助金の対象経費と対象外経費

	事業区分	補助対象経費	備 考	具体例
補助 対象 経 費	事務費	人件費	給料、共済費、賃金、交通費等	事務局人件費
		管理費	事務所借上代、備品リース代、光熱水費など、補助事業を遂行するにあたり直接必要な経費で、市長が適当と認めるもの	事務所賃料 会計委託費 備品消耗品費
	事業費	会場借上料	会場付帯設備費、光熱費等を含む	講習会の会場 賃借料
		製作・運営費	企画費、会場設営・装飾費、保険代等	夏まつりの設 営外部委託費
		委託料	補助事業を遂行するにあたり直接必要な業務委託	街路灯整備・ 保守管理の 委託費
		印刷製本費	チラシ、記念誌等の作成費等	啓発チラシの 作成費
	その他経費	上記以外で、補助事業を遂行するにあたり直接必要な経費で、市長が適当と認めるもの	池田公園トイレ の建替工事	
補助 対象 外 経 費	<ul style="list-style-type: none"> ○他の補助金の交付を受け、又は本市の予算で支弁される事業の経費 ○学区への動員等、各地域・団体に対し一律に負担する経費 ○その他、港まち・栄東まち活性化事業にふさわしくないと市長が認める経費 			補助対象事業 以外に使用 する消耗品費

「港まち・栄東まち活性化事業補助金交付要綱別表」より

2-1 栄東まちづくり協議会の目的・事業

「栄東まちづくり協議会規約」より

目的

第2条 協議会は、名古屋市中区栄四丁目及び五丁目を中心とした栄東周辺地区の環境整備に関するまちづくり事業を企画及び実施することを目的とし、協議会を構成する栄東まちづくりの会、栄東発展会及び一般社団法人栄東女子大小路ビル協会と互いに助け合い、協力し合いながら、地域の個性や特色を生かしたまちづくりを推進するものとする。

事業

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、地域団体からの要望等に基づき、次の事業を実施する。

- (1) 栄東周辺地区の魅力づくり・にぎわいづくりを目指す事業
- (2) 暮らしやすい地域づくりを目指す事業
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事業

2-2 協議会と地域団体の役割分担

協議会

委員

予算
事業計画
事業内容等 } を **決める**

事務局

- ・**予算を管理する**
- ・**実施事業を支援する**

実施事業

- 協議会と地域団体との共催事業
(例：夏まつり、イルミネーション等)
- 協議会の主催事業
(街路灯、公園整備事業等)

要望等

連携

考える・実行する

地域団体

各団体の代表者が、各々の会の課題や意見等を集約し、協議会の場で要望等を行う。

まち会

連携

発展会

ビル協

協議会と地域団体との共催事業
(夏まつり、イルミネーション等)

企画・運営等

協議会の主催事業
(街路灯、公園整備等)

実施事業者支援、構想・整備計画検討等

2-3 協議会委員の組織図・構成

地域

各団体の会長
(充職)

まち会
1名

発展会
1名

ビル協会
1名

各団体より
推薦を受けた者

まち会
1名

発展会
1名

ビル協会
1名

(構成比 = 2 : 2 : 2)

南武平町北部町内会 (設置町内会)
会長 1名

協議会委員

協議会

(組織図)

会長(1)

委員互選

副会長(2)

委員互選

副会長(1)

中区区政部長 (充職)

地域委員(4)

地域団体代表・設置町内会長

行政委員(5)

中区地域力推進課、地域振興課、総合調整課、
リニア関連都心開発部、中土木事務所 (充職)

監事(2)

地域代表 + 中区総務課長 (充職)

事務局

事務局長(1)

中区企画経理課長 (充職)

事務局職員(3)

事務局採用

○ 同一人を複数の団体から重複して選任することはできない

○ **会長・副会長** (行政充職を除く) の **任期は2年**とし、**同じ職の再任はできない**

3 - 1 協議会委員の役割

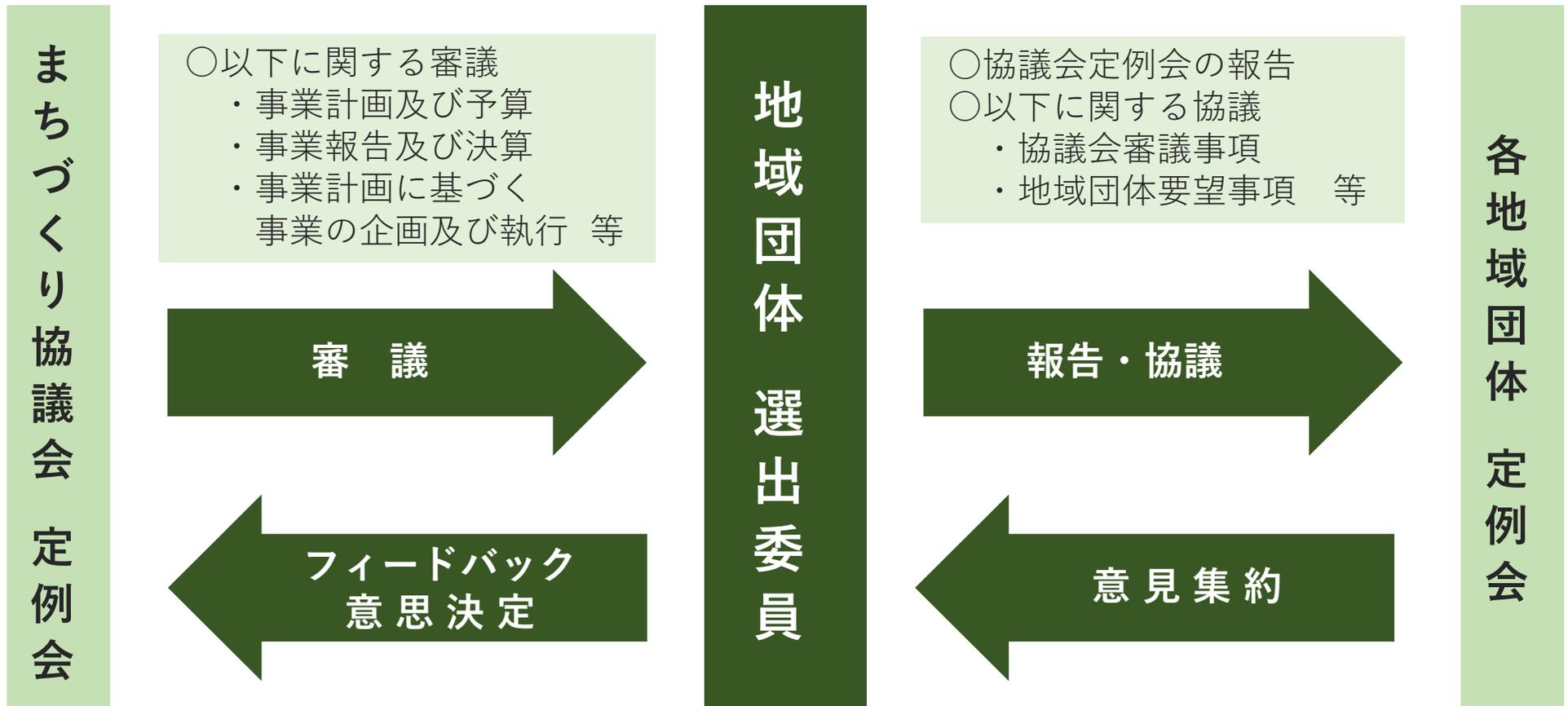
1 役員

役職	役割	役職	役割
会長	会務の総理、協議会の代表	副会長	会長の補佐、会長職務の代理

2 委員

	所属	役割
地域	栄東まちづくりの会 選出委員	・ 協議会定例会の地域団体への報告 ・ 地域団体内における協議会審議事項及び地域団体要望事項の意見集約
	栄東発展会 選出委員	
	一般社団法人栄東女子大小路ビル協会 選出委員	
	南武平町北部町内会 会長	ミニポートピア栄設置町内会の代表者
行政	総務局 総合調整課長	環境整備協力費の活用に係る制度設計
	スポーツ市民局 地域振興課長	・ 栄東まち活性化事業補助金の制度設計 ・ 補助金執行の検査 等
	住宅都市局担当課長(栄開発)	栄地区を開発する立場での助言・情報共有
	緑政土木局 中土木事務所長	道路・公園等を管理する立場での助言・情報共有
	中区 地域力推進課長	市関係部署間の連絡調整、地域との連絡調整

3 - 2 地域団体から選出された委員の役割



運営会議

(協議会の数日前に開催)

- 構成員** 会長 + 副会長3名 + 事務局
※中区地域力推進課長、地域振興課長、総合調整課長はオブザーバーで参加
※必要に応じて関係者を招集
- 内容** 当日の進行確認、議題整理、正副会長・事務局意見交換 等

2024年度 栄東まちづくり協議会開催日程について

区分	日 時	場 所	参考 2023年度
4月	4月25日（木）18時00分～	栄東まちづくり 協議会会議室	4月27日（木）18時30分～
5月	なし		なし
6月	6月6日（木）18時00分～		6月1日（木）18時30分～
7月	7月4日（木）18時00分～		7月6日（木）18時30分～
8月	8月1日（木）18時00分～		8月3日（木）18時30分～
9月	9月5日（木）18時00分～		9月7日（木）18時30分～
10月	10月3日（木）18時00分～		10月5日（木）18時30分～
11月	11月7日（木）18時00分～		11月2日（木）18時30分～
12月	12月5日（木）18時00分～		12月7日（木）18時30分～
1月	1月9日（木）18時00分～		1月11日（木）18時30分～
2月	2月6日（木）18時00分～		2月8日（木）18時30分～
3月	3月6日（木）18時00分～		3月7日（木）18時30分～

※原則第一木曜日（4月は第四木曜日、1月は第二木曜日）